

平成 2 4 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3月6日（火曜日）午前10時00分 開 会
午後 3時24分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成24年度市政執行方針演説
（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 68号 赤平市職員の定
年等に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 7 議案第 69号 赤平市特別職の
給与に関する条例及び赤平市教育
委員会教育長の給与及び勤務時間
等に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 8 議案第 70号 赤平市職員の給
与に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 9 議案第 71号 赤平市税条例の
一部改正について
- 日程第 10 議案第 72号 赤平市乳幼児等
医療費助成に関する条例及び赤平
市重度心身障害者及びひとり親家
庭等医療費助成に関する条例の一
部改正について
- 日程第 11 議案第 73号 赤平市コミュニ
ティセンター設置条例の一部を改
正する等の条例の制定について
- 日程第 12 議案第 74号 赤平市エルム高
原家族旅行村条例の一部改正につ
いて

- 日程第 13 議案第 75号 赤平市介護保険
条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 76号 赤平市企業振興
促進条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 77号 赤平市中小企業
設備合理化促進条例を廃止する条
例の制定について
- 日程第 16 議案第 78号 赤平市下水道条
例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 79号 赤平市市営住宅
条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 80号 赤平市火災予防
条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 81号 北海道市町村総
合事務組合理約の変更について
- 日程第 20 議案第 82号 平成23年度赤
平市一般会計補正予算
- 日程第 21 議案第 83号 平成23年度赤
平市霊園特別会計補正予算
- 日程第 22 議案第 84号 平成23年度赤
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 23 議案第 85号 平成23年度赤
平市水道事業会計補正予算
- 日程第 24 議案第 86号 平成23年度赤
平市病院事業会計補正予算
- 日程第 25 議案第 87号 平成24年度赤
平市一般会計予算
- 日程第 26 議案第 88号 平成24年度赤
平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 89号 平成24年度赤
平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 8 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度赤
 平市土地造成事業特別会計予算
 日程第 2 9 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度赤
 平市下水道事業特別会計予算
 日程第 3 0 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度赤
 平市霊園特別会計予算
 日程第 3 1 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度赤
 平市用地取得特別会計予算
 日程第 3 2 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度赤
 平市介護サービス事業特別会計予
 算
 日程第 3 3 議案第 9 5 号 平成 2 4 年度赤
 平市介護保険特別会計予算
 日程第 3 4 議案第 9 6 号 平成 2 4 年度赤
 平市水道事業会計予算
 日程第 3 5 議案第 9 7 号 平成 2 4 年度赤
 平市病院事業会計予算
 日程第 3 6 報告第 1 2 号 専決処分の報告
 について
 日程第 3 7 報告第 1 3 号 専決処分の報告
 について
 日程第 3 8 報告第 1 4 号 専決処分の報告
 について
 日程第 3 9 報告第 1 5 号 平成 2 3 年度定
 期監査及び財政的援助団体監査報
 告について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
 日程第 5 平成 2 4 年度市政執行方針演説
 （市長・教育長）
 日程第 6 議案第 6 8 号 赤平市職員の定
 年等に関する条例の一部改正につ
 いて
 日程第 7 議案第 6 9 号 赤平市特別職の

給与に関する条例及び赤平市教育
 委員会教育長の給与及び勤務時間
 等に関する条例の一部改正につい
 て
 日程第 8 議案第 7 0 号 赤平市職員の給
 与に関する条例の一部改正につい
 て
 日程第 9 議案第 7 1 号 赤平市税条例の
 一部改正について
 日程第 1 0 議案第 7 2 号 赤平市乳幼児等
 医療費助成に関する条例及び赤平
 市重度心身障害者及びひとり親家
 庭等医療費助成に関する条例の一
 部改正について
 日程第 1 1 議案第 7 3 号 赤平市コミュニ
 ティセンター設置条例の一部を改
 正する等の条例の制定について
 日程第 1 2 議案第 7 4 号 赤平市エルム高
 原家族旅行村条例の一部改正につ
 いて
 日程第 1 3 議案第 7 5 号 赤平市介護保険
 条例の一部改正について
 日程第 1 4 議案第 7 6 号 赤平市企業振興
 促進条例の一部改正について
 日程第 1 5 議案第 7 7 号 赤平市中心企業
 設備合理化促進条例を廃止する条
 例の制定について
 日程第 1 6 議案第 7 8 号 赤平市下水道条
 例の一部改正について
 日程第 1 7 議案第 7 9 号 赤平市市営住宅
 条例の一部改正について
 日程第 1 8 議案第 8 0 号 赤平市火災予防
 条例の一部改正について
 日程第 1 9 議案第 8 1 号 北海道市町村総
 合事務組合理約の変更について
 日程第 2 0 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度赤
 平市一般会計補正予算
 日程第 2 1 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度赤

平市霊園特別会計補正予算
 日程第22 議案第 84号 平成23年度赤
 平市介護保険特別会計補正予算
 日程第23 議案第 85号 平成23年度赤
 平市水道事業会計補正予算
 日程第24 議案第 86号 平成23年度赤
 平市病院事業会計補正予算
 日程第25 議案第 87号 平成24年度赤
 平市一般会計予算
 日程第26 議案第 88号 平成24年度赤
 平市国民健康保険特別会計予算
 日程第27 議案第 89号 平成24年度赤
 平市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第28 議案第 90号 平成24年度赤
 平市土地造成事業特別会計予算
 日程第29 議案第 91号 平成24年度赤
 平市下水道事業特別会計予算
 日程第30 議案第 92号 平成24年度赤
 平市霊園特別会計予算
 日程第31 議案第 93号 平成24年度赤
 平市用地取得特別会計予算
 日程第32 議案第 94号 平成24年度赤
 平市介護サービス事業特別会計予
 算
 日程第33 議案第 95号 平成24年度赤
 平市介護保険特別会計予算
 日程第34 議案第 96号 平成24年度赤
 平市水道事業会計予算
 日程第35 議案第 97号 平成24年度赤
 平市病院事業会計予算
 日程第36 報告第 12号 専決処分の報告
 について
 日程第37 報告第 13号 専決処分の報告
 について
 日程第38 報告第 14号 専決処分の報告
 について
 日程第39 報告第 15号 平成23年度定
 期監査及び財政的援助団体監査報

告について

○出席議員 9名
 2番 五十嵐 美 知 君
 3番 植 村 真 美 君
 4番 竹 村 恵 一 君
 5番 若 山 武 信 君
 6番 向 井 義 擴 君
 7番 太 田 常 美 君
 8番 菊 島 好 孝 君
 9番 北 市 勲 君
 10番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員 1名
 1番 大 道 晃 利 君

○説 明 員

市 長	高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長	田 口 敏 弘 君
監 査 委 員	小 椋 克 己 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	野 村 繁 君
副 市 長	浅 水 忠 男 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	栗 山 滋 之 君
市 民 生 活 課 長	片 山 敬 康 君
社 会 福 祉 課 長	永 川 郁 郎 君
介護健康推進課長	斉 藤 幸 英 君
商工労政観光課長	伊 藤 嘉 悦 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上 下 水 道 課 長	横 岡 孝 一 君
会 計 管 理 者	保 田 隆 二 君
消 防 長	中 村 高 庸 君
市立赤平総合病院 事 務 長	實 吉 俊 介 君

教育 委員会	教育長	渡邊敏雄君
”	学校教育 課長	相原弘幸君
”	社会教育 課長	吉村春義君

監査事務局長	下村信磁君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	町田秀一君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋一君	
”	総務議事 担当主幹	野呂律子君
”	総務議事 係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成24年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田議員、9番北市議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの17日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は33件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成23年第4回定例会以降平成24年3月5日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は

大道議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、大雪による被害状況等について申し上げます。この冬の雪は、道内においても空知管内を中心として記録的な大雪による交通への影響や落雪事故、農業被害等が多発している状況であります。当市においても昨年11月から12月にかけて記録的な大雪となりましたが、年が明け1月以降は比較的落ち着いた状況が続いているものの、気温が平年より低く、降雪量、積雪深ともに平年より2割以上多い状況となっております。市内における被害としては、家屋倒壊が1件発生し、そのほか落雪事故や農業被害等につきましては現時点で発生しておりませんが、2月22日から23日の2日間にわたり空き家住宅320軒を対象として現地調査を行い、うち危険と思われる17軒の住宅所有者に対して指導を行ったところあります。2月末日現在の本市の降雪量は11.5メートル、積雪深は79センチメートルと昨年と比較し降雪量は4.1メートル、積雪深は46センチメートルと大幅に上回る状況となっております。このため除雪の出動回数も22回と平年より2割以上多い状況にありますが、予算対応も含め、今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を与えぬよう除排雪作業に努めてまいります。

次に、赤平駅裏炭鉱跡地の活用について申し上げます。かねてより課題とされておりました駅裏炭鉱跡地の活用につきまして市民参加の中で方向性を見出していくため、市内でまちづくり活動を実践されている7団体の代表者、公募委員1名、そして本市出身の鈴井貴之氏にも参加していただき、さらにNPO法人炭鉱の記憶推進事業団の事務局長であります酒井裕司氏をコーディネーターに招き、昨年9月

27日に駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会を設置したところであります。当協議会は、この地の歴史的背景を学び、現地踏査なども実施しながら、12月26日まで5回にわたる会議の中で熱心なご議論をいただき、本年1月19日に市に対する提言書を提出していただいたところであります。提言書の内容につきましては、自由に使えるみんなの広場というコンセプトで、現状できるだけ手を加えず、自由に使えるスペースを確保しながら、利用者自身の発想を持って使い方を考えていただき、利用状況に応じて進化し続ける場所を目指すこととされております。また、2月25日には協議会のメンバーを中心に、まずは自分たちが活用し、PRしていこうと大人の雪遊びと題してかまくらやイグルーづくり、スノーモービルでゴムボートを引っ張るなど、冬の活動を実践していただいたところであります。今後におきましては、提言の内容を尊重しながら、市としての具体像をまとめ、市民の協力を得ながら、効果的な活用方法やルールづくりなどを検討してまいります。

次に、鈴井貴之氏のアトリエの建設について申し上げます。赤平市出身で、タレントでもありますクリエイティブオフィスキュー代表取締役社長の鈴井貴之氏のアトリエの建設に関し、候補地を含め約1年をかけて協議を重ねてきたところでありますが、本年1月にアトリエが完成し、地元での活動を開始したところであります。鈴井氏は、当市への思いが非常に強く、既に昨年はまちづくり講演会の講師を引き受けていただき、さらに駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会にもご参加いただくなど、市民と交流を図りながら、地域振興の一役を担っていただいているところであります。今後におきましても当市でのさまざまな展開を思い描かれているようですが、まちの活性化に対し大いに期待を寄せる所であります。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金について申し上げます。平成20年6月に赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金条例を制定し、当市の出身者を初め大変多くの皆様からご寄附をいただいているとこ

ろであります。本年度においても広報あかびらや市ホームページ、東京赤平会総会などを通じて引き続きPRを行ってまいりましたが、財政再生団体入りが危惧された平成20年度の寄附金総額には及ばないものの、2月末現在で市内7件、道内9件、道外14件、計30件の方から総額585万8,000円のご寄附をいただいたところであります。赤平を思い、赤平を心から応援していただいている気持ちをしっかりと受けとめ、今後もこうした貴重なご寄附をまちの発展のため有効に活用させていただきます。

次に、戸籍の電算化について申し上げます。平成6年の戸籍法の改正により戸籍事務を電算処理できることとなり、平成14年に施行規則が改正され、電算化の努力義務が規定されているところであります。中空知管内では既に滝川市が導入済みであります。その他の市町においては導入の際に多額の費用を要することが課題とされ、未整備の状況となっております。そこで、平成23年1月に中空知広域市町村圏組合において滝川市の更新時期にあわせ5市5町による共同運用ができないか検討を開始し、これまで8回にわたる協議を経て、単独で行うより費用負担を削減できることや実用の見通しが明らかとなったため、本年2月13日の中空知広域市町村圏組合理事会において戸籍事務の電算システム共同運用、サーバーの共有化を正式に進めていくことで合意したところであります。今後におきましては、平成25年秋の供用開始を目指し、中空知広域圏戸籍システム共同運用協議会において引き続き詳細事項を協議してまいります。

次に、交通安全について申し上げます。昨年当市における交通安全運動は、4月の春の全国交通安全運動を初め、全体として4期40日間にわたり実施したところであります。また、道内においては、道民及び関係機関、企業などが地域、職域、学校、家庭において交通安全に取り組んでいただき、結果として交通事故による死者数は190人で、平成22年と比較して25人減少し、発生件数、負傷者数につきましても平成22年と比較してそれぞれ1,693件、2,391人

の減少となったところであります。この死者数の結果は、4年連続で前年を下回り、統計のある昭和23年以降では3番目に少なく、62年ぶりに200人を割り込み、全国ワーストワンを返上したところであります。しかし、交通安全対策の効果で交通事故件数、事故死者数、負傷者数のいずれも減少している中、交通事故死者に占める65歳以上の高齢者の割合は依然として高く、いまだ飲酒運転等の悪質違反に起因する交通事故によって多くのとうとい命が犠牲となるなど依然厳しいものがあります。本市におきましては、通常の交通安全運動に加え、交通事故防止啓発ポスターの掲示や児童、園児による交通安全ポスターパネル展を開催するなど独自の啓発運動の強化を行い、交通事故件数が8件、負傷者数が11名と前年と比較して14件、11名の減少となり、本年1月20日に交通事故死ゼロ500日を達成したところであります。これまでご支援、ご協力をいただきました関係団体並びに町内会など多くの皆様に心より感謝申し上げますとともに、本年も引き続き交通死亡事故抑止及び飲酒運転根絶に重点を置き、交通事故死ゼロ2,000日を目標に各交通団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、火災予防歳末特別警戒について申し上げます。歳末の繁忙期を迎え、各家庭などでは火器を使用する機会がふえ、火災発生の危険性が増すことから、火災予防体制の強化と火災の未然防止を図ることを目的に、昨年12月25日から31日まで火災予防歳末特別警戒を実施したところであります。期間中消防団においては、12月26日から30日までの5日間、延べ85名の消防団員を動員し、夜間警戒パトロールを実施したほか、女性消防団員により防火広報、チラシ等を配布するなど、市民に対し火災予防啓発を行ったところであります。

次に、消防出初め式について申し上げます。1月8日、新春恒例の赤平市消防出初め式を赤平市総合

体育館にて行い、消防職、団員合わせて110名余りの参加のもと市内外から多くの来賓を迎え挙行し、無火災と地域住民の安全及び消防関係者の地域防災リーダーとしての自覚を新たにし、防火、防災への決意と士気高揚を図ったところであります。また、長年にわたり消防団活動にご尽力された消防団員に対しまして北海道知事並びに消防関係団体より表彰状等の伝達が行われ、その功績がたたえられたところであります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。平成24年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制であります。小学校につきましては、生徒数が435名となり、平成23年度と比較して31名の減となる見込みであります。学級編制につきましては、住友赤平小学校の2年、3年生で15名となり、複式学級となり、普通学級が5つとなります。また、平岸小学校の3年生、4年生で12名、5年生と6年生で14名となり、複式学級が2つとなり、普通学級が4学級となります。全体では27学級となり、平成23年度と比較して1学級の減となる見込みであります。中学校につきましては、生徒数が241名で前年と同じであり、普通学級の編制でも平成23年度と同数の9学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校5校で児童数が17名の見込みであり、平成23年度と同数となり、学級編制では前年と比較して1学級増の12学級となる見込みであります。中学校につきましては、2校で生徒数が6名の見込みであり、平成23年度と比較しますと生徒数は2名の増となり、学級編制では同数の3学級となる見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。入園希望者と合わせて3歳児12名、4歳児33名、5歳児が31名の計76名で、昨年度と比較いたしますと1名の減となります。

次に、赤平高校の入学出願状況について申し上げます。赤平高校への入学出願者の確保につきましては前定例会で報告させていただきましたが、平成24年度の入学志願者は定員40名に対して14名となっております。赤平高校は、道教委の道立高校配置計画により平成25年度募集停止という厳しい決定を受け、危機感を持って志願者増に取り組んできたところがありますが、その影響は大きく、中卒者の減と相まって大変厳しい結果となっております。赤平高校は、小規模な高校であります。それだけに小規模ならではの個に応じた教育を実践しており、本市にとってはなくてはならない存在であります。道教委の示す存続への指標である志願者の大幅増には大変厳しい状況であります。引き続き地元の高校の存在の意義を訴えるとともに、赤平高校を選んでいただいた生徒たちにはきめ細かな生徒指導などで最後まで責任を持って支援してまいりたいと考えています。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。本調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象として、本年度は5年目を迎えるものであります。東日本大震災の影響から文科省では実施を取りやめ、希望校にだけ行うよう変更したものであります。北海道教育委員会では、北海道の費用負担により全国学力・学習状況調査の問題冊子を活用した学力等調査として、札幌市を除く道内各市町村小中学校の対象児童生徒に対して9月27日に実施したもので、このたびその結果の概要が道教委により公表され、本市においても関係書類が送付されてきました。道教委においては、基礎学力の向上の兆しがあると公表しておりますが、本市においても従前に比較して比較的学力の向上が見られているところであります。市教委では、例年同様結果の分析を行い、市としての学校改善プランを作成して、各学校に提示したところであります。今後は、各学校ごとの分

析結果による子供たちの学力向上に向けた指導方法の工夫改善に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月8日、交流センターみらいで行われました平成24年赤平市新成人を祝う会ですが、78名の新成人が出席し、本年度も静粛なうちに式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第33回青少年健全育成百人一首大会が1月14日、ふれあいホールで行われ、小中学生8チーム26名の子供たちが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、それぞれの優勝、準優勝した4チームが2月4日、三笠市で行われました第15回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に参加したところであります。

次に、小学生男女による第42回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が1月21日、総合体育館において行われました。男女10チーム93名の子供たちが対戦し、元気いっぱいプレーをしておりました。

次に、平成23年度赤平市青少年善行表彰についてであります。毎年赤平市青少年問題協議会において、各団体より推薦をいただいた個人、団体に対し表彰することとしておりますが、平成23年度の表彰式は2月9日にとり行い、個人1名を表彰いたしました。

次に、公民館活動について申し上げます。市内小中学生を対象とした第8回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月11日、東公民館で行われました。ことしは、冬の遊びをテーマとして小中学校合わせて186点の応募があり、想像的で個性豊かな応募作品の中から40名の入賞者が選ばれ、各学年ごとに最優秀賞など各賞の表彰を受けたところであります。

次に、社会体育について申し上げます。1月18日に北海道銀行赤平支店様との共催事業として、エスポラーダ北海道フットサル教室イン赤平を開催いたしました。地元のサッカー少年団や歌志内サッカークラブなどの小学生49名が参加し、当初はプロ選手

からの指導で緊張もしておりましたが、プロのわざに魅了されながら、真剣な表情の中でも楽しみながら受講されておりました。受講者にはプロ選手たちとの記念撮影とサイン会で終了し、参加した子供たちには有意義な1日となったようであります。

2月19日には第3回ニューススポーツ大会を開催いたしました。小学校低学年から幅広い年齢層に当たる参加者26名によりミニテニス、テニポンの種目を行い、白熱したゲームを展開し、盛況の中で終了しております。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 平成24年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（高尾弘明君） [登壇] I はじめに

平成24年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の市政執行に関する私の所信を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本市は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、有史以来の財政課題の克服に向け、市民、議会、並びに職員の総力によって行財政改革に取り組んできた結果、平成22年度決算で連結実質赤字・比率を回避し、さらに、最大の課題とされていた病院事業会計の不良債務についても、平成23年度決算において、全額解消が見込まれる状況となりました。

市民をはじめ、大変多くの皆様方にご支援をいただきましたことに、改めて心より感謝を申し上げます。

国の財源不足から、地方交付税をはじめとする先行きも不透明感を増しておりますが、これまでの厳しい経験を生かし、引き続き行財政の効率・効果的な運営に努めてまいります。

一方、財政危機を回避したものの、緊縮財政によ

って、予算が関連する新たな施策への取り組みが難しい状況でありました。第5次赤平市総合計画が示す目標人口も予定を下回っている現状にあり、こうした状況を回復するため、まちの再生元年として、市民と共に一歩前へ踏み出す、果敢にチャレンジする姿勢を一層強く持ちながら、第5次赤平市総合計画の実現に向け、創意工夫とスピード感のある行動を展開してまいらなければなりません。

既に、行政内においては、「産業振興」「少子化対策」「住環境整備」の3つの重点プロジェクトを具体化するためのプロジェクトチームを編成しておりますが、本年度から着手が可能な施策については、予算化を含め積極的に推進してまいります。

さて、現在、国が進めている地域主権改革は、地域に住む住民が地域のことを決定し、自ら暮らす地域の未来に責任を持つという住民主体の新しい発想を求めていくものであります。

私は、市長に就任以来、「まちづくりの主人公は市民である」「自らのまちは自らつくる」ということを申し上げ続けておりますが、こうした姿勢は、地域主権型社会に沿う考え方であると思ひますし、地域住民の意思が、これまで以上に反映される取り組みを進めてまいらなければなりません。

私ども行政も一市民であるとの目線に立ち、情報を提供し共有し合う、また、市民と話し合える場づくりに努め、お互いに理解を深めながら、各々が持つ役割や協働で行うべき事項を明らかにすることで、自己責任と支え合い協力し合える調和の取れた社会の実現に繋げてまいります。

本市の継続的課題は、人口定着化や経済と暮らしを守り、まちの活力を見出すことであります。

国を取り巻く経済環境は、欧州経済危機の拡大や歴史的な円高、グローバル競争の激化など、国際経済環境は非常に厳しく、道内経済においても、個人消費は一部に持ち直しの動きがみられるものの、雇用や経済情勢は、依然として厳しい状況が続いております。

こうした傾向は、本市においても同様であり、雇

用をはじめとする課題が山積している状況に加え、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の影響も懸念されるなど、予断を許さない状況が続いており、本年度も引き続き、公共建設事業を確保するなど、事業推進を図りながら、雇用・経済対策を講じるほか、民間産業の担い手となる職員らの人材育成や企業に対する支援策の強化を図り、経済活性化に努めてまいります。

また、本市は、全国を上回る速さで少子高齢化が進んでおり、高齢者の健康や生きがいづくり、見守りなどに力を注ぐと同時に、将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち笑顔が溢れる環境づくりを進めるため、本年度から、中学生以下の子どもたちを対象に、医療費の自己負担の無料化、及びインフルエンザワクチンの接種費用の一部助成、社会教育施設、並びに体育施設の使用料の無料化を実施すると共に、幼稚園及び保育所の遊具等の整備を図るなど、環境改善に努めてまいります。

そして、暮らしの基本となる安心・安全で快適な住環境を整備するため、公的住宅の建て替え事業や長寿化に向けた維持補修、並びに公園整備を計画的に進めてまいります。

市立病院の経営課題に関しましては、市民のご理解とご協力、そして、病院職員の懸命な努力などによって、不良債務を全額解消する見通しとなりましたが、引き続き緊張感を持って、医師確保を含めた諸課題に取り組み、今後の経営見直しを見極めた上で、市民の皆様のご意見も伺いながら、懸案とされていた病棟改築について検討してまいります。

このほか、小・中学校適正配置や消防、並びに戸籍事務の広域連携、遊休公共施設・遊休市有地の活用など、多くの課題を抱えておりますが、市民の皆様とスクラムを組んで、「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」の将来像の実現に向け、確実に前進する一年となるよう努力してまいります。

以下、第5次赤平市総合計画の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進してまいります。

II 主な施策

1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

本市は、全国を上回る速さで少子高齢化が進んでおり、誰もが安心して暮らせる日々を送るためには、生活の基本となる保健・医療・福祉・防災等の社会変化に対応した各種事業や住民サービスなどを充実することが重要であると共に、地域や人と人とが思いやりを持って支え合える社会を目指してまいらなければなりません。

保健事業につきましては、市民一人ひとりが「自らの健康は自ら守る」といった姿勢をもって、自主的・主体的に健康づくりに取り組めるよう、運動や栄養、たばこ対策、うつ自殺対策等の健康教室や講演会の開催、並びに健康相談等を実施し、市民の健康づくりを進めてまいります。

生活習慣病対策につきましては、年齢が高くなるに連れて発症率が高くなる傾向が強く、高齢化の進行によって益々増加すると予想されております。また、発症の要因として、青年期や壮年期など、若年層の内からの生活習慣が大きく影響を及ぼしており、若年層の時から、食生活や運動習慣等の正しい生活習慣を身に着けることによって、生活習慣病の予備軍を減少させる必要があります。

このため、特定健診を始めとした基本健診の受診率向上に努め、個々の段階に見合った保健指導を充実してまいります。

また、がん検診の受診率を向上し、早期発見、早期治療に繋げるほか、ヒブ・小児肺炎球菌ワクチンや子宮頸がん予防ワクチンなど、本人費用負担の軽減を図り、各種予防接種を受けやすい環境づくりに努めてまいります。

感染症予防対策につきましては、新たに中学生以下のインフルエンザワクチンについて、1回当たり1,000円の公費負担を実施するほか、感染予防に対する正しい知識の普及啓発を行ってまいります。

母子保健事業につきましては、子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生み育てられる環境

づくりを進めるため、引き続き妊婦健診費用負担を実施するほか、子育て家庭における不安感や負担の軽減を図り、各種健康診査、家庭訪問・相談の実施や健康教室を開催してまいります。

また、子どもの食に対する感謝の気持ちを育み、食の大切さを学び健康づくりに繋げる食育事業の実施、いつまでも健康な歯で豊かな食生活を送られるよう、乳幼児からの歯磨き指導やフッ化物応用など、母子保健、並びに歯科保健事業を通じて、親子の健康づくりを支援してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が尊厳を保ち、その人らしい生活を送っていただくため、生活機能の維持・向上や自立支援に繋がる介護サービスを提供し、また、介護が必要となっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域に密着した介護サービスの提供と介護保険給付を実施してまいります。

さらに、平成22年度から産学官協働事業として実施している「あかびら・地域まるごと元気アッププログラム事業」を継続し、運動の必要性を普及啓発しながら、元気な高齢者を育てていくと同時に、本事業に関する指導者の育成にも努めてまいります。

地域医療につきましては、近年、公立病院改革プラン、並びに病院経営健全化計画に基づいて、市立病院の経営改善に全精力を挙げてまいりましたが、市民のご協力と病院独自の経営努力、一般会計からの繰入金の増額によって、平成23年度決算において、計画を上回る速さで不良債務を全額解消する見込みとなりました。

市民の生命と健康を守り続け、安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるためにも、現状の病院規模や診療・救急体制等をできる限り維持することが今後の大きな課題であり、引き続き、医師を中心とした診療体制の確保や透析医療の維持、広域的医療の連携強化に努めながら、単年度収支の均衡を図りつつ、持続可能な経営の確立を目指してまいります。

また、病棟に関しましては、老朽化が著しいため、

入院患者さんにご不便をお掛けしておりますが、今後の経営見通しを明らかにした上で、市民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

国民健康保険事業につきましては、構造的な問題や被保険者の高齢化なども影響し、過疎地域は、極めて厳しい財政状況の中、本年度は、前期高齢者交付金の過去の精算調整が多額に発生したため、一般会計からの繰入金を増額し、単年度収支の均衡を図ってまいります。

また、国民健康保険制度の抜本的な改革に向け、引き続き、国・道に対して必要に応じた要請を行うほか、市民の健康維持、並びに疾病予防対策として、特定健診や特定保健指導による受診率向上に努め、医療費の適正化を図りながら、被保険者の方々が、必要な医療を安心して受けられるよう、健全な運営を目指してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が健康で生きがいを持って、生き生きと自立した暮らしが送れるよう、一人でも安心して生活ができる環境整備を進めながら、地域の支援体制を構築し、緊急時を含む公的サービスを支援することによって、日常生活の安心と安全な暮らしを確保すると共に、楽しく学び、交流や活動ができる環境づくりに努めてまいります。

また、入所待機者が多い介護老人福祉施設の増床整備を図る市内の事業者に対して、建設費用を助成してまいります。

障がい者福祉につきましては、赤平市障害者福祉計画等策定委員会の意見を踏まえて、本年度に策定する「第2次赤平市障害者基本計画」及び「第3期赤平市障害者福祉計画」に基づき、施策の推進を図ってまいります。

また、障がい者の相談支援体制を強化するため、平成23年度末に「赤平市障害者自立支援協議会」を創設し、地域の関係者が課題を共有すると共に、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めてまいります。

少子化対策につきましては、子どもを取り巻く社会変化に対応するため、「赤平次世代育成支援対策

地域行動計画（後期計画）」を基本として、各種事業を展開しております。

次代を担う子どもたちの健康増進と健全育成を図ると共に、本年度から、子育て世帯の負担軽減を行うことを目的として、中学生以下の子どもの保険適用外、及び食事療養費等を除く医療費について全額助成するほか、保育所・幼稚園・小学校・中学校における日本スポーツ振興センター共済の保護者負担金についても、公費負担といたします。

保育所につきましては、少子化傾向の中、経済不況や就労形態の変化によって、共働きの家庭が増加しているため、保育所を利用する乳幼児数は、ほぼ横ばいで推移しております。低年齢児・一時・障がい児・延長保育を持続するほか、平成23年度に引き続き、修繕、並びに遊具等を重点的に整備し、施設の環境改善を図ってまいります。

また、現在、国が制度創設を進めている「子ども・子育て新システム」を踏まえ、新たに、幼保一体化プロジェクトチームを行政内に設置し、幼保一体化の可否や病児・病後児保育等についても、引き続き検討してまいります。

子育て支援センターにつきましては、今後も乳幼児期の発達相談・支援を行うため、職員研修等を通じた専門的知識の向上に努めてまいります。

児童館及び児童センターにつきましては、昼間保護者のいない家庭の児童などに対して、健全な遊びの提供や子どもたちの交流を図るなど、児童館が地域の子育ての場となるよう継続的に運営してまいります。また、本年度より、保護者の就労形態の変化に対応するため、放課後児童クラブの開設時間を午後6時まで延長するほか、文京・茂尻の両児童館については、施設の老朽化が著しいため、学校空き教室の活用等の可否を含め、今後の方向性を検討してまいります。

母子寡婦福祉につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭等の就労支援を行うため、母子家庭等日常生活支援事業、高等技能訓練促進事業、及び自立支援教育訓練給付事

業によって、自立した生活を実現できるよう支援してまいります。

地域防災につきましては、全国各地で地震や異常気象がもたらす突発的、局地的なゲリラ豪雨による急激な河川の増水等により、甚大な被害が発生しております。大規模な災害等の発生時には、地域に密着した組織の役割が重要であり、また、地域における防災力が求められることから、住民の防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織の設置に向けて取り組むほか、本年度は、平岸地区の地震を想定した防災訓練を実施してまいります。

さらに、万一の災害に備え、引き続き防災資機材、並びに災害備蓄品を計画的に購入してまいります。

消防・救急救助につきましては、複雑多様化する各種災害等に適切かつ迅速に対処するため、研修等を通じて、災害対応能力を備えた職員を養成すると共に、消防活動時における安全管理等に配慮できる幹部職員の養成を行うなど、消防体制の強化を図ってまいります。

また、救急隊員の技術向上を図ると共に、各種事案に対応するため、専門的知識を習得し、救急体制の強化を図るほか、救命率の向上を図るためには、一般市民の応急手当等の協力が不可欠であり、訓練用資器材を充実しつつ、AEDを用いた救命講習会を開催してまいります。

さらに、昭和36年に建設された消防庁舎は、既に50年を経過し老朽化が著しいことから、平成26年度までに救急デジタル無線設備も含めた庁舎を文化会館跡地に建設するため、本年度は、基本設計を実施してまいります。

消防団につきましては、地域の安心・安全の確保に大きく貢献されておりますが、過疎化や少子高齢化、就労形態の変化などに伴い消防団員が減少しており、市広報誌等を活用し団員確保に努めてまいります。

また、昭和43年に建設された文京分団詰所については、平成23年度の実設計に基づき、建て替えを実施してまいります。

消防の広域連携につきましては、平成23年度から、滝川市・新十津川町・雨竜町で構成する滝川地区広域消防事務組合に対し、新たに、芦別市と赤平市の加入の可能性について協議中ではありますが、地域と将来を見据えた中で慎重に結論付けてまいります。

砂防対策につきましては、西豊里町並びに若木町地区の地すべり対策事業の推進について、引き続き道に対して要請してまいります。

治水対策につきましては、空知川河川整備計画に基づき、平成19年度から河川の氾濫を防ぐため、堤防を拡築する事業が行われておりますが、引き続き事業の促進について、国に要請してまいります。

消費者対策につきましては、消費者を取り巻く環境が変化しており、特に悪徳業者は、年々巧妙かつ悪質化が進んでおり、消費者保護の観点から被害を未然に防止するため、赤平消費者協会が実施する「くらしの講座」を始めとする様々な啓蒙啓発活動に対し支援してまいります。

交通安全対策につきましては、市民を交通災害から守るため、一昨年途絶えた交通事故死ゼロを新たに2,000日の目標を掲げ、本年1月に500日を達成したところではありますが、今後も、交通関係団体、並びに市民参加による全市的な交通安全運動を積極的に展開するほか、各町内会や関係機関と連携し、交通安全に対する意識の高揚と交通安全思想の徹底を図り、交通事故撲滅に向けた取り組みを進めてまいります。

2 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

国内経済においては、一部持ち直しの動きが見られた中、東日本大震災からの復興に加え、歴史的な円高や長引くデフレ、財政赤字等への対応が急務とされており、非常に厳しい状況が続いております。

本市においても、地元企業は懸命に努力されておりますが、リーマンショック以前の状況回復までには至らず、頑張る企業を応援する新たな取り組みを進めていくと同時に、引き続き、地域経済を支える様々な支援を行ってまいります。

本年度から、新たな地場産品による新製品や新商品開発を促進するため、「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金」を創設するほか、まちの産業の担い手となる人材を育て、異業種間の連携を強化するため、「産業振興人財育成事業」を実施してまいります。

また、平成23年度に実施した企業進出意向調査の結果や地元企業の現状を踏まえ、企業による設備投資や雇用確保等による事業拡大、並びに企業誘致を推進するため、企業振興促進条例を改正し、助成率及び助成額等の制度拡充を図ってまいります。

公共建設事業につきましては、建設業者を中心とした雇用・経済対策にも結び付いてまいります。空知産炭地域総合発展基金基盤整備助成事業が平成23年12月で時限失効となり、財源が厳しい状況ではありますが、可能な限り公共建設事業の確保に努めてまいります。

食ブランド開発につきましては、昨年、民間によって、長期保存が可能な「がんがん鍋」が商品化され、さらに、市内飲食店による「がんがん鍋協議会」が設立し、引き続き、関係機関と連携を図りながら、各種イベント等への参加を含め、積極的にPRするほか、高度クリーン米や農産品・加工品の生産の向上、流通ルートの拡大に努めてまいります。

異業種連携につきましては、「産業振興人財育成事業」に加え、「第3回赤平産業フェスティバル」を開催し、地元の食料品や生産品、製造品を一堂に集め、販売、並びにPRに努めながら、地産地消の拡大と農業・商業・企業の三者の連携強化を図ってまいります。

工業につきましては、企業振興促進条例の改正を機に、市内企業や企業誘致活動の訪問先に対し、助成拡大の内容を周知しながら、事業拡大や技術開発を支援するほか、企業誘致の条件整備として活用すると共に、引き続き、空知産炭地域総合発展基金の新産業創造等助成事業に基づく支援を行ってまいります。

また、地元企業と相乗効果を図ることが可能な企

業情報について、道や中小企業基盤整備機構、並びに北海道産炭地域振興センターなどと連携してまいります。

商業につきましては、赤平駅前広場の拡大による交通の変化や大型店の進出を生かし、人の流れを如何に見出せるかが重要になってまいります。店舗近代化促進事業や空き店舗の活用などを含め、事業者や商工会議所などと連携を図りながら検討を進めると共に、スーパープレミアム商品券に対する助成を継続してまいります。

また、市内の店舗数は減少傾向にあり、高齢者比率が高い本市に取りましては、地域密着型の店舗を存続するため、予約・配達サービス等の機能強化に関して、関係機関と連携を図ってまいります。

農業につきましては、TPPによる懸念材料も多岐に及ぶ中、国際環境の変化に対応しつつ、安全・安心で良質な食料の安定的な供給に努めると共に、環境保全などの多面的な機能を発揮するほか、農業後継者を育てながら、健全な暮らしを支えてまいらなければなりません。

耕作放棄地の防止等による良好な農地を保つ、中山間地域等直接支払事業交付金の活用や、ため池、並びに用水路の生活環境保全などを行うための農地・水保全管理事業等を実施するほか、Uターンされている農業後継者に対して、農業研修や農業技術を習得するための費用を助成する農業後継者サポート事業を実施してまいります。

林業につきましては、森林の有する多面的機能を発揮させるため、生物多様性の保全、及び地球温暖化の防止等の自然環境の変化に考慮しつつ、森林施策の実施や森林の保全の確保に努めてまいらなければなりません。

このため、未来につなぐ森づくり推進事業や森林環境保全整備事業、分収造林事業などを通じて、計画的な植林や保育等を行ってまいります。

観光につきましては、エルム高原施設の既存施設を最大限に活かしながら、自然に溢れるイベントを開催するなど、効果的なソフト事業を推進するほか、

温泉施設やケビン村の補修工事等を実施することによって、利便性の向上を図り、利用者の確保に努めてまいります。

さらに、本年度も、世界的に著名な彫刻家である流政之氏の「ATOYAMA」を始め、三体の彫刻作品を寄贈していただくため、本市の新たなモニュメントとして、末永く後世に伝えて行くと共に、市内の観光名所、並びに市民のシンボルとしての気運の醸成に努めてまいります。

地域資源の活用につきましては、炭鉱遺産に関して、市内の団体を中心に、ガイドツアーやフットパス等が実施されており、参加者が増加傾向にあります。団体に対する支援を継続すると共に、炭鉱遺産と他施設や他事業と連携した取り組みの可能性について、関係機関と協議してまいります。

イベントにつきましては、「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」のこれまでの伝統を継承しつつ、魅力にあふれ個性豊かなイベント内容の充実を図るため助成を行うほか、引き続き観光協会、並びに関係団体と連携してまいります。

また、昨年実施された市民花火大会が大変好評であったため、本年度も市民の皆様にご支援をお願いしながら、3,000発の花火大会の継続に努力してまいります。

3 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょう

本市の児童・生徒数は減少傾向にあり、子どもたちが確かな学力を身に付け、たくましく生きる力を育むには、学校再編問題は避けられない重要な課題であります。

平成23年度に策定された「赤平市小・中学校適正配置計画」を基に、市民の理解を得ながら、学校統合に向けた作業を進めてまいります。

また、市民誰もが生涯にわたって、生き生きと学び続けることができる学習社会や健康増進、スポーツ振興、並びに文化や歴史を継承するため、社会教育及び社会体育施設の充実と各種事業を進めてまいります。

幼稚園につきましては、平成23年度に引き続き、

遊具等の整備を重点的に進め、良好な環境づくりに努めるほか、本年度から預かり保育期間を拡大してまいります。

また、幼保一体化プロジェクトチームを行政内に設置し、幼保一体化の可否を含め検討してまいります。

小・中学校につきましては、学習指導要領に基づく、知育・徳育・体育の調和の取れた教育に努めるほか、学校施設及び設備の充実を図ってまいります。また、小学校においては、副読本を改定し、まちの文化や歴史を継承してまいります。

さらに、「赤平市小・中学校適正配置計画」を基本に、学校校舎施設整備の具体化について検討してまいります。

赤平高校につきましては、道教委の配置計画により、平成25年度募集停止との厳しい判断が下されておりますが、引き続き赤平高校を支援しつつ、道教委に対し、高校存続の要請を行ってまいります。

学校給食につきましては、食育と栄養バランスに配慮しつつ、子どもたちに喜ばれる安全・安心な給食の提供に努めるため、献立の工夫や設備整備を行ってまいります。

社会教育につきましては、交流センターみらいを中心として、市民や各種団体活動の利用を促進するため、各種講座や講演等を開催するほか、施設整備に努めてまいります。

また、子どもたちの社会教育機会への参加、並びに体育振興を図るため、市内の中学生以下の子どもたちについては、社会教育・体育施設の使用料無料化を実施いたします。

文化・歴史の継承につきましては、赤平の文化や歴史を後世に対し如何に継承していくかが課題となっており、遊休公共施設を含め、今後の施設の在り方と継承方法について検討してまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成事業やふるさと少年教室などの充実を図ると共に、子どもたちを非行や事件、事故、児童虐待などから未然に防止するため、地域や関係機関と連携してまいります。

図書館につきましては、市民がより利用しやすい環境をつくるため、平成23年度から導入した図書館管理システムのPRに努めると共に、引き続き、図書の実用を図りながら、読書環境の整備を進めてまいります。

社会体育施設につきましては、昨年オープンとなった新市民プールの開設期間を拡大し、健康増進と利用者の増大に努めるほか、各体育施設の充実や子どもたちを対象とした専門家の指導による野球や水泳教室を開催するなど、各種大会や行事を通じて、競技力の向上とスポーツ振興を図ってまいります。

4 ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう
少子高齢化の進行など、社会情勢が大きく変化する中、多様化する住民のニーズに対応するためには、生活の基本となる居住環境整備を計画的、かつ着実に実施していく必要があります。

また、人口の減少が続く本市としては、安全・安心な暮らしを守るため、居住環境全般にわたる改善を図ると共に、移住と定住が可能となる支援や取り組みに努めてまいらなければなりません。

公的住宅につきましては、「住宅マスタープラン」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、団地の集約や戸数の縮減と建設コストの削減を図りながら、高齢者等に配慮した良好な住環境整備を進めてまいります。

茂尻第一団地の公営住宅建替につきましては、平成25年度の3号棟建設に向けた実施設計、並びに新春日団地6棟26戸の除却を行い、福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、8号棟1棟8戸の建設を実施してまいります。

既設の公的住宅につきましては、入退去時の補修と老朽化した住宅等の安全性や緊急性に考慮した修繕を行い、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めてまいります。

さらに、住環境の改善や建物の延命化が図れる長寿命化改善事業を計画的に進めるため、新町団地の屋根と春日第2団地の外壁改善工事を実施してまいります。

民間住宅につきましては、住宅の安全性等の向上により、安心して住み続けられる住まいづくりや居住環境の向上に資すると共に、市内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化や移住定住への効果を得ることを目的として、平成22年度から平成24年度までの当面3年間に渡り、住宅改修費用の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」を実施しております。本年度が最終年度となるため、事業効果を検証し、助成期間の延長等について検討してまいります。

移住定住促進事業につきましては、市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただく、「赤平おためし暮らし」事業を引き続き実施するほか、赤平や宅地分譲等の情報を盛り込んだパンフレットを活用し、道による北の大地への移住促進事業や道内加入市町村による北海道移住促進協議会などと連携を図りながら、人口の定着化に向けPRしてまいります。

道路につきましては、市民の日常生活に不可欠な生活基盤であると共に、産業経済を支える社会基盤施設として、重要な役割を担っております。

国道につきましては、引き続き、滝川インターチェンジから赤平工業団地間の4車線化、並びに現国道の除雪対策を含めた維持・整備について、国に対して要請してまいります。

道道につきましては、現在、整備が進められている赤平滝川線や江部乙赤平線の事業促進のほか、昭和27年に供用開始された赤平橋の旧橋が老朽化しているため、橋りょう架け替について、引き続き道に対して要請してまいります。

また、(仮称)赤平滝川新十津川線について、緊急時の輸送路や地域経済振興の上で、重要な広域幹線道路であるため、関係市町と連携を図りながら、道道昇格の要望を行ってまいります。

市道につきましては、生活の安全性や居住環境整備に向け、引き続き川添通歩道改良舗装、並びに青葉通排水整備を行うほか、本年度は、市役所通・桜木山の手通の改良舗装工事を実施してまいります。

また、既存道路についても、緊急性と安全性を考

慮しながら、維持補修や側溝整備等に努めてまいります。

さらに、橋りょうについては、国の社会資本整備重点計画に基づき、維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進するため、橋りょう長寿命化計画を策定してまいります。

公園につきましては、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として、公園施設長寿命化計画を基本に、安全・安心な子どもの遊び場の確保と高齢者への対応も踏まえた都市公園改修事業を継続し、本年度は、豊栄町公園ほか4公園を整備してまいります。

雪対策につきましては、冬を安全で快適に過ごすため、冬期間の交通を確保することが重要であり、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や市広報誌、市ホームページを活用しながら、除雪マナーの周知を呼び掛け、市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図ってまいります。

市有地につきましては、炭鉱跡地や公的住宅跡地をはじめ、多くの市有地が存在しており、人口減少等の情勢に対応した、売却・貸与・公共利用等の効果的な活用方針を定めてまいります。

上水道につきましては、安全で安心な水道水を供給するため、企業債を活用しながら、老朽施設の更新を計画的に行い、併せて収入確保と費用節減に努め、経営の健全化を維持してまいります。

また、未収金対策としては、悪質な滞納者に対して、給水停止などの措置を執り、その回収に努めてまいります。

下水道につきましては、生活環境の向上と公共水域の水質改善のため、計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗世帯の解消に努めてまいります。

また、公共下水道区域外における合併処理浄化槽への転換を促進するため、国の制度等も活用しながら、市民が実施する合併処理浄化槽の設備費用に対する助成制度を平成25年度から開始できるよう検討してまいります。

環境衛生につきましては、市民の中にも、ごみ減

量への意識が浸透しつつありますが、今後も広報誌等を通じて、さらに、ごみ分別の徹底や減量化について周知を図っていくほか、地域環境を意識した市民活動の取り組みを支援してまいります。

また、新たな可燃ごみの処理施設を中・北空知廃棄物処理広域連合において建設しておりますが、予定通り平成25年度に開設できるよう、関係市町と連携を図ってまいります。

さらに、本市のじん芥処理場における残余容量等を調査し、埋め立て可能な期間を明らかにした上で、その結果について、企業等へ周知してまいります。

霊園につきましては、平成23年度に赤平第二霊園の区画変更工事が完了したため、今後も、霊園の効果的活用と延命化を図ってまいります。

5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

国は、地域主権戦略大綱に基づき、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に担い、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるような改革を行うため、義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大、権限移譲などを推進しており、今後、益々地方公共団体や住民の責任が重くなってまいります。

こうした時代変化に対応するため、協働のまちづくりを推進し、基礎自治体としての役割を果たしてまいらなければなりません。

情報共有につきましては、地域主権や協働のまちづくりを推進するための原点であり、単に行政の意思決定のみを伝えるのではなく、経過等を含め市民に明らかに示し、しっかり議論することが大切であります。

引き続き、わかりやすい市広報誌やホームページづくりに努めると共に、住民懇談会を通じて、市民向けの「今年予算の使い方」の説明や市民のまちづくりに対する考えや要望について、意見交換等を行ってまいります。

さらに、ホームページのリニューアルの検討、ブログを活用したタイムリーなまちの情報をお知らせ

するほか、こんばんは市長室の継続や子どもみらい会議を開催するなど、より多くの市民の声を市政に反映してまいります。

市民のまちづくり参加につきましては、引き続き、まちづくり講演会を開催するほか、子どもから大人まで参加できる「あかびらまちづくりフォトコンテスト」を開催し、まちづくりに対する意欲を高めてまいります。

また、まちづくり基本条例について、市民組織を立ち上げた上で、その必要性の是非も含め検討してまいります。

地域資源の活用につきましては、赤平駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会からの提言書を基に、できるだけ早期に行政としての全体構想を策定すると同時に、並行して施設用地を開放しつつ、利用促進とその利用方法の可能性について検証してまいります。

また、遊休公共施設、並びに遊休市有地について、行財政改革推進本部内に設置されている公共施設専門部会を中心に、将来を見据えた基本的方向性を定めてまいります。

コミュニティ活動につきましては、世帯数の減少や高齢化により、町内会活動に苦慮されている現状を踏まえ、引き続き「町内会等活動推進事業補助金」、並びに「町内会所有施設整備事業補助金」による助成を行い、地域コミュニティ活動を応援するほか、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり活動推進事業補助金」による助成を行ってまいります。

また、コミュニティセンター別館を開設し、市民の活動や交流の場として活用していただくほか、行政やまちの情報提供も行なってまいります。

まちなか里親制度につきましては、身近な公共空間である道路や公園等を市民ボランティアによって美化活動を促進するため、PRなどを行いながら登録団体の増加に努めてまいります。

地方分権並びに地域主権への対応につきましては、地域主権一括法等の国の動向に注視し、適切に対応していくほか、中空知管内における広域連携を強化

するため、5市5町による戸籍電算事務の共同化、及び3市2町による滝川地区広域消防事務組合の加入について、引き続き協議してまいります。

行財政改革につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の下、財政健全段階を維持し続け、課題とされていた病院事業会計の不良債務についても、平成23年度決算において全額解消が見込まれ、本年度は軽自動車税について、標準税率の1.2倍まで回復しておりますが、今後の財政状況を見通した上で、危機的財政状況を回避するためにご協力をいただいていた一部住民負担等の回復についても、引き続き検討してまいります。

しかし、財政危機は脱したとは言え、市税や地方交付税の減少など今後も懸念される事項が多く、さらに、空知産炭地域総合発展基金の基盤整備助成事業が時限失効となっており、限られた予算の中で、効率かつ効果的な財政運営を継続してまいらなければなりません。

また、広範囲に渡る行財政改革を実施してきた本市としては、財政調整基金をできるだけ安定的に確保することによって、国の動きを含む一定程度の変動に対処可能な財政体力を維持できるよう努めてまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成24年度の市政執行に当たり、私の所信を申し上げたところでありますが、財政危機を脱した今日、これまでの教訓をしっかりと生かし、諸課題に対する迅速な対応と身の丈に合った財政運営を行っていくことを念頭に置きつつ、一方では、歳入確保に最大限努めながら、まちの発展のため、第5次赤平市総合計画に位置付けられている諸施策を中心に積極的に展開してまいります。

赤平市民には、財政難という大きな壁を乗り越え克服した力、その力は貴重な財産であります。今度は、これまでの財政再建から、まちづくり再生へと目標を転換し、各々が持つ力を結集することによって、まちの活力を見出され、赤平が元気になると確信しております。

少子化によって、子どもの数は残念ながら減少傾向にありますが、まちの宝となる赤平に住む子どもたちが、将来にわたって、郷土を愛し誇りを持ち続けることができる社会を作るのは、我々大人の使命であります。

まちの再生元年として、私自身、全精力を傾注する決意で臨んでまいりますので、議員各位、並びに市民の皆様の絶大なるご理解とご協力をお願い申し上げ、平成24年度の市政執行方針とさせていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 1. はじめに
本市の教育推進につきまして、市議会および市理事者そして市民の皆さまのご支援、ご協力にまずもってお礼と感謝を申し上げたいと思います。

平成23年度を振り返ってみますと、小学校では23年度から新学習指導要領が全面実施され、中学校においては24年度からの全面実施にむけて、赤平市基底教育課程の編成作業が赤平市教育研究推進協議会を中心に本格的に進められました。

また、道内においては教職員の不適切な勤務実態が明らかになり、会計検査院による実態調査が進められるとともに、文部科学省、道教委による勤務の実態調査が進められました。

更に、道教委は一昨年の公立高等学校配置計画において、地元唯一の高校である赤平高校を平成25年度をもって募集停止とすることを決定しました。

一方、少子化の急速な進展に伴う市内の小・中学校の小規模化に対応するため発足した学校教育条件整備審議会の答申を昨年6月にいただき、その答申をもとに教育委員会としての配置計画を策定しましたので、本市の適正配置計画がいよいよスタートすることとなります。

様々な教育課題を抱えての一年でありましたが、教育委員会といたしましては、子どもたちのしあわせと赤平の教育の充実をめざし精一杯の取り組みを進めてきました。平成23年度の成果と反省に立って、

ここに平成24年度の教育行政執行方針を示すものがあります。

2. 子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「たくましい体力」を育む学校教育の充実に努めます

学校教育では、子どもたちに確かな学力をつけ、生涯にわたってたくましく生きる力を育むことが重要であります。そのため、学習指導要領が示す教育内容に沿って各学校では、知育・徳育・体育の調和のとれた教育課程を編成しその実践に努めなければなりません。

特に、学習指導においてはわかる喜びを実感できる授業の創造に努めるとともに、昨年から導入した標準学力テストの実施によりその結果を分析して学習内容の定着状況を的確に把握し、個に応じた継続的な学習指導を行ってまいります。

家庭学習の習慣化については保護者と連携し、引き続き家庭での望ましい生活習慣の確立に努めます。

自他の生命を尊重し、自立心や自律性を育む道徳教育の充実は極めて重要であります。道徳の時間を中心に教育活動全体を通じて豊かな心の育成に努めてまいります。

また、小学校社会科の副読本を改訂し、郷土がもつ文化や歴史を子どもたちへ継承してまいります。

近年、子どもたちの体力の低下が叫ばれています。食育の推進、心身の健康の保持などと併せて体育の時間はもとより、特別活動を含む教育活動全般を通して子どもたちの体力の向上に努めてまいります。

ひとりひとりの個性をみがき、確かな社会性と自己実現をめざす生徒指導の充実は重要な課題であります。

そのため、いじめの根絶をはじめ不登校の解消など教職員と児童・生徒の日常的なふれあいや心の交流を大事にしながら積極的な生徒指導を通して対応してまいります。

特に、いじめに対する対応については、いじめを受けている児童・生徒の苦痛をしっかりと受け止めることが大切です。日常的に好ましい学級づくりにこ

ころがけ、いじめ根絶をめざします。

子どもの安全・安心の確保は今日的な重要課題であります。保護者や地域の方々、関係機関との連携を密にし、登下校時などの安全確保の体制づくりをすすめます。

交通事故の防止につきましては、日常の安全教育を徹底し、事故の防止に努めてまいります。併せて、耐震化を含めた安全な校舎環境の整備に引き続き努めてまいります。また火災や地震などに対応できる訓練を実施してまいります。

次に、教職員の資質向上についてであります。赤平の教育は地域と共に信頼される教育をめざしてとりこんでいます。このため、教職員は地域の一人としての自覚を持って絶えず研修の重要性を認識し、専門性を高めることが重要であります。教職への愛着と誇りを確かなものとし、情熱溢れる教職員の育成に努めてまいります。

特別支援教育について申し上げます。コーディネーターの配置を含む校内組織の整備や個別の支援計画の策定に取り組んできたところであります。今年度も引き続き特別支援教育支援員の配置を行い、ひとりひとりの子どもの特性をみきわめ、特別支援教育の一層の充実に目指してとりこんでまいります。

幼稚園教育についてであります。園児の数は減少傾向にありますが、公立幼稚園としては管内で最も大きな幼稚園であり、広々とした環境で3歳児保育、預かり保育を含め適切な教育が実施されておりますが、預かり保育については、今年度から夏休み・冬休み期間中についても拡大して実施してまいります。今後とも幼稚園教育の一層の充実にめざし、職員一丸となって取り組むよう指導してまいります。

学校給食についてであります。食育の重要性が叫ばれている中、栄養のバランスに配慮し、食中毒の防止に万全を期し、併せて継続的な設備の更新を進め、安全・安心で子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

3. 心豊かに学習し、充実した人生の創造をめざす社会教育の推進に努めます

市民が心豊かに学習し、充実した人生の確立をめざす社会教育の推進は、少子・高齢化が進む現在きわめて重要であり、積極的な事業の展開が求められています。今後とも交流センターみらいや東公民館を中心に利用者の理解を得ながら効果的な運営に努めてまいります。

また、子どもたちの社会教育機会への参加、並びに体育振興を図るため、市内の中学生以下の子どもたちについては、社会教育・体育施設の利用料を無料にいたします。

青少年教育については、事業の拡大と指導者養成、体験学習の促進をねらいとして、引き続き青少年健全育成事業、ふるさと少年教室などの充実をめざします。また、近年特に問題とされている子どもの虐待など児童福祉の分野で取り上げられている諸課題については、関係機関との連携を密にして取り組んでまいります。

次に、成人・高齢者教育についてであります。生涯を通して豊かで充実した人生の創造は、常に学びの姿勢をもつことが基本であります。公民館講座をはじめ地域社会に密着した学習機会の充実に努めます。

市民が芸術・文化に親しみ、ゆとりとふれあいを大事にします。このため、各種イベントを中心に市民の文化への理解と関心を高めるため文化協会と連携し、地域に根ざした特色ある芸術・文化の振興に努めます。

読書活動と図書館運営についてであります。図書館の運営につきましては、昨年度に導入した図書館管理システムは順調に稼働しており、今後も事業のPRに努め、市民が親しみ、利用しやすい図書館をめざします。

図書館の機能を十分に発揮し、子どもたちはもとより、市民が一層読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。「移動図書」、「ブックスタート」、「絵本読み聞かせ」事業などについては、引き続き取り組み内容の充実に努めてまいります。

市民の健康増進をめざし、スポーツの振興に努めます。このため、子どもからお年寄りまで生涯の如何にかかわらず、スポーツを通して心身ともに健康で豊かなライフスタイルを築く生涯スポーツ社会の実現をめざし、健康づくり、体力づくりをはじめ年齢、体力、技術に応じた多様な競技スポーツ、レクリエーションスポーツ活動を支援してまいります。

また、体育連盟等と連携を図りながら、専門家による指導も含めた野球・水泳などの少年スポーツ教室を開催してまいります。

市民プールについてであります。市民プールにつきましては、総合体育館近くに移転新築して昨年6月12日オープンし、9月30日まで開設しましたが、利用者数は前年の2倍にもなり、市民の皆さまから好評をいただいたところであります。今年度は開始時期を早め6月1日オープンとし、利用者の増を図ってまいります。

4. 学校・家庭・地域の連携のもと、活力ある地域社会の創造に努めます

学校・家庭・地域のもつ機能を存分に発揮し、相互の連携をめざして取り組みを強化します。そのため教育委員会は、平成19年の法律改正により教育行政の事務管理、執行状況について点検・評価を行い公表することとしました。毎年度点検・評価を通じ教育行政の着実な推進に努めてまいります。

学校の統廃合についてであります。少子化の急速な進行により、本市の小・中学校の小規模化が進んでいます。そこで、一昨年9月に学校教育条件整備審議会を招集し、今後の本市の学校統合のあり方について諮問をし、昨年6月に答申をいただきました。その答申をもとに、教育委員会において「赤平市立小・中学校適正配置計画」を策定したところであり、統合のための作業に着手してまいります。

次に、赤平の教育は、“地域に信頼される赤平の教育を創ろう”をテーマにとりくんできました。学校は地域の学校であり、教職員は地域の住民としての自覚が大切であります。開かれた学校をめざし、一層充実した取り組みをすすめます。

また、設立10年を経過した赤平市教育研究推進協議会は、信頼される赤平の教育づくりの中心的な役割を担ってきました。今後とも、赤平の子どもたちを中心に据え、教職員はもとより教育行政をはじめ教育関係団体、保護者、地域住民が一体となって取り組んでまいります。

地元唯一の高校である赤平高校についてであります。一間口という小規模校となり、部活動などでかなりの困難さを伴いながらも各種の技能、資格試験や短大、大学の指定校枠の活用などを通してとりくんできました。しかし、道教委は、平成22年度の公立高等学校配置計画で赤平高校の平成25年度募集停止の決定をしたことから、この3月が最後の募集となるかもしれません。高校生の数が少なくなったといっても、最後まであきらめることなく赤平高校を支援してまいります。

5. おわりに

以上、平成24年度の教育行政執行方針を申し述べました。未来に生きる子どもたちが安全・安心な中で生活し、夢や希望の実現をめざして大きく羽ばたくことのできる社会、それは大人の責任であります。

一方、地方自治体の財政は依然として厳しい状態が続いています。しかし、わたしたちは原点を見失うことなく、前進しなければなりません。

子どもからお年寄りまで快適な教育環境づくりに努めてまいります。

市議会をはじめ市民のみなさまの教育行政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成24年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第68号赤平市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第68号赤平市職員の定年等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

行財政改革の一環といたしまして、平成19年9月30日より職員の定年退職日につきましては定年に達した日後における最初の月末としていたところでございますが、職員の計画的採用及び職員の適正配置のため、職員の定年退職日を定年に達した日後の最初の3月31日として改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第2条は、職員の定年退職日の規定でございますが、さきにご説明させていただきましたとおり、職員の定年退職の日を3月31日とするため字句を改め、ただし書きを削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第69号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第69号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

特別職であります市長、副市長及び教育長の月額給料につきましては、本年度市長は本則との比較におきまして37.7%の減額、副市長は28.3%の減額、教育長は21.5%とそれぞれ減額をしておりますが、

減額する期間を当分の間とするため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条は、赤平市特別職の給与に関する条例の改正でございます。附則第2項は、給料の特例の規定でございますが、市長の給料月額につきましては53万6,000円、副市長の給料月額につきましては50万3,000円といたします期間を当分の間とするため字句を改めるものでございます。

次に、第2条、赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正でございます。附則第3項は、給料の特例の規定でございますが、教育長の給料月額につきましても47万4,000円といたします期間を特別職と同様当分の間とするため字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、菊島議員、北

市議員、竹村議員、若山議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上8名を指名いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第70号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第70号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

厳しい財政状況をかんがみ、職員の給料につきましては、本年度11%減額し支給しているところでございますが、平均で0.23%の引き上げとする平成23年人事院勧告に準じまして医師を除く給料表の改定をし、引き続き給料につきまして医師を除く全職員11%の減額とするものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の1ページをご参照願います。附則第11項につきましては、給料の減額について規定してございますが、給料の11%の減額の措置の期間を当分の間とするため字句を改めるものでございます。

附則第16項につきましては、これまで平成19年度給与改定に伴う現給保障の算定基礎額を0.41%引き下げることとしてございましたが、今般の人事院勧告に準じ0.9%引き下げることから字句を改めるものでございます。

別表第1につきましては、人事院勧告に準じ行政職の給料表の改定を行うものでございます。

別表第2の医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）につきましても行政職と同様に人事勧告に準じて改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第9 議案第71号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第71号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、個人市民税均等割の標準税率、たばこ税の税率が見直されましたことや行財政改革として引き上げてきました軽自動車税の税率について今般見直しを行いましたこと等から条例の一部改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第71条につきましては、固定資産税の減免の規定でございますが、対象とする固定資産について整理するため字句の改正や号の削除を行うものでございます。

第82条については、軽自動車税の税率の規定でございますが、標準税率の1.5を乗じた税率から1.2を乗じた税率に戻すことからそれぞれ字句を改めたものでございます。

第95条につきましては、たばこ税の税率についての規定でございますが、地方税法の改正に伴い税率

を改正するため字句を改めるものでございます。

3ページから5ページをご参照願います。第140条の9につきましては、入湯税の課税の免除について規定してございますが、市が発行する老人保養サービス券によって入湯する者を追加するなど、号を追加するものでございます。

附則第9条につきましては、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例につきまして規定してございますが、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止することから条を削除するものでございます。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例の規定でございますが、第95条の改正同様地方税法の改正に伴い税率を改正するため字句を改めるものでございます。

附則第22条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の規定でございますが、東日本大震災の被災者等の負担の軽減のため地方税法が改正されましたことから所要の改正を行うものでございます。

附則第24条につきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率を道民税500円、市民税500円の合計1,000円引き上げるといたしました東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が施行されたことに伴いまして、個人の市民税の税率の特例等の規定として新たに条を追加するものでございます。

次に、改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとしてございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、市たばこ税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第72号赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第72号赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中学生以下の子供の医療費を無料化することにより、次代を担う子どもたちの健康増進と健やかな育成を図るとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的といたしまして、赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正でございますが、対象者を中学生まで拡大いたしますことから条例の題名を赤平市子ども医療費助成に関する条例と改めるものでござい

ます。

第1条につきましては、条例の目的を規定してございますが、対象者の拡大により条の改正を行うものでございます。

第2条は、用語の定義について規定してございますが、第1号と第2号につきましては対象者の拡大に伴い字句を改め、これまで徴収してきた一部負担金につきましても今般助成の対象といたしますことから第5号を削除し、第6号以下1号ずつ繰り上げるものでございます。

第3条につきましては、対象者の拡大、さらに知的障害児通園施設が児童発達支援センターに一元化されることになったことから字句を改め、さらに同条の3号につきましてはこれまで設けてきた所得制限を撤廃し、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成の対象となる者は、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成を優先いたしますことから号を改正するものでございます。

第5条につきましては、第2条の改正に伴い字句を改めるものでございます。

第6条につきましては、対象者の拡大や助成の対象の拡大に伴い字句を改め、さらにただし書きを削除するものでございます。

第8条第1号及び第2号につきましては、内部事務において確認できることから削除するものでございます。

次に、第2条関係、赤平市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正でございますが、第1条につきましては条例の目的を規定してございますが、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事業においても中学生以下の医療費については一部負担金も助成の対象といたしますことから字句の改正を行うものでございます。

第3条につきましては、知的障害児通園施設につきましては児童発達支援センターに一元化されることになったことから字句を削除するものでございます。

第4条につきましては、中学生以下につきまして

一部負担金も含め助成の対象といたしますことから
ただし書きを加えるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成24
年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項といたしまして、赤平市子ども医療費
助成に関する条例及び赤平市重度心身障害者及びひ
とり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、こ
の条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給に
ついて適用しまして、同日前の診療に係る医療費の
支給につきましては、なお従前の例によるといたし
ました経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
議案第72号については、さきに設置した予算審査
特別委員会に付託の上、審査することにしたい
と思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号については、予算審査特別委
員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第73号赤平
市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する
等の条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課
長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第73号
赤平市コミュニティセンター設置条例の一部を改正
する等の条例の制定につきまして、提案の趣旨を申
上げます。

市民活動の支援の施設といたしまして活用するた
め勤労青少年ホームを改修し、コミュニティセンタ

ー別館といたしますことから改正等を行うものでご
ざいます。

改正等の内容につきまして別紙参考資料の対照表
によりご説明を申し上げます。

第1条関係につきましては、赤平市コミュニティ
センター設置条例の一部改正でございますが、題名
につきましては赤平市コミュニティセンター条例と
名称を改めるため字句を削除するものでございます。

第1条につきましては、施設の設置についての規
定とするため見出しを改正し、条文中の字句を改め
るものでございます。

第2条につきましては、名称及び位置について規
定してございますが、赤平市コミュニティセンター
別館を加えるため条を改正するものでございます。

第3条は、管理の規定としてございましたが、地
方自治法で定められておりますことから今般削除す
るものでございます。

第4条、第5条、第11条、第12条につきましては、
それぞれ使用の範囲、使用の手続、原状回復、損害
賠償につきまして規定してございますが、字句の整
理を行うため改正するものでございます。

別表につきましては、赤平市コミュニティセンタ
ー別館の区分、使用料についての表をつけ加えるた
め改正したものでございます。

次に、第2条関係につきましては、赤平市勤労青
少年ホーム条例の廃止についての規定でございます
が、赤平市勤労青少年ホームにつきましては廃止し、
赤平市コミュニティセンター別館として活用を図る
ことから本条例の廃止をするものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は
平成24年7月1日から、第2条の規定は平成24年4
月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） ただいまご提案いただきま
したコミュニティセンター別館の件ですけれども、

さきにいろいろと市長の所信表明の中にもありましたが、この会館の設置につきましては公共施設専門部会でいろいろと議論をされていることと思うのですけれども、今回この公共施設を再開するに当たった経緯とこういった使用料の形態になっている経緯がわかる資料の提出を求めさせていただきたいのですけれども、よろしかったでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 公共施設専門部会の部会長という立場からお答えをさせていただきたいと思います。

本部会のほうは、課長職を中心に14名で構成されておりまして、コミュニティセンター別館に関しましては昨年3月1日にNPO法人赤平市民活動支援センター、こちらのほうから要望をいただいたということがきっかけで議論が始まりました。その中でも特に関係が深い6名の課長、公共施設専門部会の委員と重なりますが、6名の課長と、さらに3名の事務局、そしてこの委員となっている課長職の下の主幹、係長職4名も加えまして協議をさせていただきました。その中で、まちなか公民館の継続の可能性、これが実際金融業者との間で継続できないかといったような問題もありましたし、他公共施設の活用対応、あとさらに遊休公共施設の活用ができないか、また効果的な公共施設のあり方、さらには指定管理の可能性、こういったことで議論を積み重ねてきまして、専門部会の内容としては正式に会議録というのはとっておりませんので、ただ要点記録といったものがございますので、これらを中心に資料として提出をさせていただきたい。またあと、他の施設等のその使用料関係、今回提案の内容の使用料に至った経過、こういったものを含めて後日資料を提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩をいたします。

（午後 0時03分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第74号赤平市エルム高原家族旅行村条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第74号赤平市エルム高原家族旅行村条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

エルム地区生活環境保全林整備事業等によりまして北海道に整備していただきました歩道等利用施設が昨年12月に移管されましたが、当該施設につきましてエルムの森と名づけ、家族旅行村の施設として管理いたしますことから条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第4条につきましては、家族旅行村の施設について規定しており、具体的な施設につきましてはこれまで別表1で規定しておりましたが、エルムの森を加え、本条文中で規定することから条を改めるものでございます。

第8条及び第15条につきましては、それぞれ使用料の納付や指定管理者に係る読みかえ規定につきま

して規定してございますが、別表1の削除に伴い字句を改めるものでございます。

別表1につきましては、さきにご説明いたしましたとおり第4条で施設を規定いたしますことから表を削除するものでございます。

別表2につきましては、別表1の削除に伴い別表として字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第75号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第75号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令によりまして介護保険法施行令が改正されましたことや今般の第5期介護保険事業計画の策定に伴いまして本条例の一部を改正

するものでございます。

以下、条例の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第4条は、平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めたもので、7段階に分けて定めてございますが、それぞれ保険料額を改定するものでございます。

附則第7項及び附則第8項につきましては、平成24年度から平成26年度における保険料率の特例の規定といたしまして項を追加するもので、これに伴い附則第7項から附則第11項まで2項ずつ繰り下げるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとして経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第76号赤平市企業振興促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第76号
赤平市企業振興促進条例の一部改正につきまして、
提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成17年に課税免除期間を短縮するなどの改正をし、現在に至っているところでございますが、本年度に実施いたしました企業進出意向調査の結果や地元企業の現状を踏まえまして、企業による設備投資や雇用確保等による事業拡大並びに企業誘致を推進するため本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第4条につきましては、課税の免除の規定でございますが、現行3年間固定資産税が全額免除されておりますが、免除の期間を5年間とするため字句の改正を行うものでございます。

第5条につきましては、助成の措置について規定してございますが、第1号につきましては投資額の助成についての規定で、現行100分の3の助成率を100分の10に、現行3,000万円の助成限度額を5,000万円にそれぞれ改めるため字句の改正を行い、第2号につきましては雇用に対する助成についての規定で、現行20万円の助成率を50万円に、現行2,000万円の助成限度額を5,000万円にそれぞれ改めるため字句の改正を行い、第3号につきましては用地取得に対する助成についての規定でございますが、赤平第2工業団地を対象としてございましたが、市内の用地を取得したものを対象とするため字句の改正を行うものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項といたしましては、この条例の施行期日前に指定を受けた指定業者につきましては、なお従前の例によるものとして経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第15 議案第77号赤平市中小企業設備合理化促進条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第77号赤平市中小企業設備合理化促進条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例は、中小企業における設備の合理化を促進するため必要な機械等の貸し付けを行うことにより中小企業の振興を図ることを目的としておりましたが、現行本制度は利用されておらず、優遇制度といたしましては今般赤平市企業促進条例を見直し、充実を図りますことから本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第16 議案第78号赤平市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課

長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第78号赤平市下水道条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

排水設備工事指定業者の指定の有効期間及び下水道排水設備工事責任技術者の登録の有効期間につきましては、北海道排水設備工事責任技術者試験等実施要綱に準じまして4年と定めておりましたが、今般同要綱が5年に改められましたことから改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第7条第2項は排水設備工事指定業者の指定の有効期間を、第7条の5第2項は責任技術者の登録の有効期間をそれぞれ定めておりますが、有効期間を4年から5年とするため字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第17 議案第79号赤平市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第79号赤平市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして公営住宅法等が改正されまして、公営住宅の入居者資格である同居親族要件が法律上廃止されたこと、さらに入居収入基準につきましては事業主体が条例で定めることなどを内容といたしまして改められましたことなどから所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第6条につきましては、入居者の資格を規定してございますが、同居親族要件の例外として認められている者につきましては、これまで公営住宅法施行令で定められておりましたが、規則で定めることとするなどから字句の改正を行うものでございます。

第31条、第34条につきましては、建替事業の施行に関する入居者への通知、新たに整備される市営住宅への入居につきましてそれぞれ規定してございますが、引用している条項にずれが生じたことから字句を改めるものでございます。

第52条につきましては、市改良住宅の入居者資格等について規定してございますが、住宅地区改良法施行令の改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

第55条につきましては、前条の改正に伴い引用している法律名につきまして字句の改正を行うものでございます。

附則第7項につきましては、入居者資格の特例といたしまして平成26年3月31日までの特例を規定してございますが、一部改正令で規定しているものについては、平成26年3月31日までは本条例改正後も従前どおりの取り扱いとするため項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第6条、第52条第2項、第55条第2項及び規則第7項の改正規定は、平成24年4月の1日から施行するものとなります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第79号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第18 議案第80号赤平市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第80号赤平市火災予防条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

危険物の規制に関する政令が改正され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が新たに消防法上の第1類の危険物に追加されましたことから、当該危険物の貯蔵及び取り扱いに係る基準等の経過措置を設けるため条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵し、または取り扱う場所となるものに係る位置、構造及び設備に係る技術上の基準などの経過措置といたしまして、附則第5項から附則第8項までの4項を新たに加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年7月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第19 議案第81号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第81号北海道市町村総合事務組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の消防団員に係る損害補償、退職報償金支給及び賞じゅつ金授与に関する事務等につきまして共同処理しており、当市も当組合に加入しているところですが、このたび当組合に加入しております上砂川町が本年4月より砂川地区広域消防組合へ加入することから北海道市町村総合事務組合の規約を一部変更する必要があり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表第2でございしますが、さきにご説明させていただきましたとおり上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入によりまして、1から7の項中にあります字句を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第36条第3項の

規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号については委員会の付託を省
略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第81号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第20 議案第82号平成
23年度赤平市一般会計補正予算、日程第21 議案第
83号平成23年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程
第22 議案第84号平成23年度赤平市介護保険特別会
計補正予算、日程第23 議案第85号平成23年度赤平
市水道事業会計補正予算、日程第24 議案第86号平
成23年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題と
いたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財
政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第
82号平成23年度赤平市一般会計補正予算(第7号)
につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の一般会計補正予算(第7号)
は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
2億3,868万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ89億1,201万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当
該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、
翌年度に繰り越して使用することができる経費は、
「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補
正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許
費補正であります。豊里小学校耐震化事業につき
ましては、本年度の実施設計に基づき平成24年度に
学校施設環境改善交付金事業として校舎及び体育館
の耐震化工事費の予算を提案させていただき予定で
ありましたが、平成23年度の国の3次補正として国
庫補助金の内定を受け、財源的にも有利なため今般
補正予算を計上するものであります。事実上年度
内執行が困難なため繰越明許費補正を行うものであ
ります。

第3表、地方債補正であります。変更といたし
まして、消防施設整備事業の560万円の増額につ
きましては、充当率の引き上げにより過疎対策事業
より一部を振りかえるもので、過疎対策事業として同
額が減額となっております。義務教育施設等整備事
業として3,260万円の増額であります。先ほどご
説明申し上げたとおり豊里小学校耐震化工事につ
いて計上するものであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。
4ページをお願いいたします。最初に、歳入であり
ますが、款12使用料及び手数料、項2手数料、目2
衛生手数料、節4し尿処理手数料として270万円の
増額であります。し尿収集量の増加によるもので
あります。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国
庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金として119万4,
000円の減額、さらに款14道支出金、項1道負担金、
目1民生費道負担金、節1社会福祉費道負担金とし
て65万4,000円の増額であります。それぞれ障害
者福祉費の扶助費の決算見込みによるものであり
ますが、概算要望時期の差異によって増減が生じる
ものであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国

庫補助金、節2小学校費国庫補助金として3,865万1,000円の増額であります。繰越明許費補正でご説明させていただいたとおり豊里小学校耐震化工事に充当するもので、あわせて事業名称を学校施設環境改善交付金へ変更するものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目7教育費道補助金、節1小学校費道補助金として7万8,000円の増額、同じく節2中学校費道補助金として10万3,000円の増額であります。東日本大震災により赤平市に避難されている世帯の児童生徒に対し、学用品や給食費などの支援の実績に基づき交付されるものであります。

款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として585万7,000円の増額であります。本年度中に30件の寄附をいただいたことによるものであります。

同じく目4社会福祉事業寄附金として509万9,000円の増額であります。1企業、1団体からの寄附金をいただいたことによるものであります。

6ページをお願いいたします。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として1億5,412万4,000円の増額であります。今般の補正における財源不足を補てんするものであります。

款20市債、項1市債として3,260万円の増額であります。先ほど地方債補正でご説明させていただいたとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。次に、歳出でありますが、歳入の補正に連動した財源補正につきましては説明を省略させていただきます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として220万円の増額であります。臨時職員の通勤時に発生した公務災害に係る療養補償、休業補償並びにリハビリに要する経費を補正するものであります。

同じく目5財政管理費として1,524万1,000円の減額であります。今回の補正の歳入歳出の差引不足額を調整するものであります。

同じく目7財産管理費として4万1,000円の増額

でありますが、一時借入金の抑制のため一般会計及び病院事業会計の資金繰り上、財政調整基金を短期運用していることから、運用利子分として歳入で受けた基金収益金を財政調整基金へ積み立てるものであります。

同じく目9企画費として585万7,000円の増額であります。歳入でご説明させていただいたとおりふるさとガンバレ応援寄附金をあかびらガンバレ応援基金に積み立てるものであります。

10ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費として509万9,000円の増額につきましても、歳入でご説明させていただいたとおり社会福祉事業寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てるものであります。

同じく目2障害者福祉費として1,800万円の増額であります。対象者の増加によるものであります。

12ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目4児童館費として27万9,000円の増額であります。単価引き上げ並びに使用料の増加による燃料費の増額、また豊里児童センターの廊下補修、平岸児童センターの給水管等の修繕料を計上するものであります。

14ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費として20万4,000円の増額であります。中空知衛生施設組合負担金のうち減免世帯における火葬件数の増加に伴う負担金の増額によるものであります。

同じく目7住友地区共同浴場費として33万円の増額であります。ボイラー更新後における実績見込みによるものであります。

16ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費として108万円の増額であります。中・北空知廃棄物処理広域連合の事業量の増加に伴い負担金を増額するものであります。

同じく目2じん芥処理場費として35万4,000円の増額であります。光熱水費並びに緊急修繕対応等の修繕料の決算見込みによるものであります。

同じく目3し尿処理費として215万円の増額であ

りますが、し尿収集量の増加に伴い光熱水費並びにし尿収集委託料を増額するものであります。

18ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目3除雪対策費として2,900万円の増額であります。通年を上回る降雪量並びに積雪量によって除雪関係経費が不足するためであります。

22ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目1消防施設費として610万1,000円の減額であります。消防救急無線のデジタル化について消防本部総合庁舎と一体的に整備することとしたため実施設計業務委託料を減額するものであります。

24ページをお願いいたします。款10教育費、項3小学校費、目1学校管理費として7,992万5,000円の増額であります。繰越明許費補正でもご説明申し上げたとおり学校施設耐震化工事として豊里小学校の校舎並びに体育館の耐震化及び改修工事費を計上するものであります。

28ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目2総合体育館費として42万3,000円の増額であります。降雪量等の増加により除雪委託料を増額するものであります。

30ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目7介護保険特別会計繰出金として848万1,000円の減額であります。保険給付費の決算見込みによるものであります。

同じく目9病院事業会計繰出金として1億2,546万8,000円の増額であります。市立赤平総合病院経営健全化計画に基づく病床再編が昨年4月にスタートしていることや本計画より改善している状況などを踏まえ、繰出金を増額することによって本年度末をもって不良債務の全額解消を見込むものであります。なお、解消した場合は経営健全化計画を4年上回ることとなります。

32ページをお願いいたします。款13職員給与費、項1職員給与費、目1職員給与費として190万円の減額であります。主に昨年10月以降の子ども手当の支給額変更によるものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第83号平成23年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の霊園特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万6,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,218万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1使用料及び手数料、項1使用料、目1霊園使用料として82万9,000円の減額、同じく項2手数料、目1霊園管理手数料として29万6,000円の減額であります。赤平霊園については貸付実績がなく、赤平第二霊園については貸付実績によりそれぞれ減額するものであります。

款2繰入金、項1基金繰入金、目1霊園管理基金繰入金として78万4,000円の減額であります。貸付実績並びに繰越金の計上により減額するものであります。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金として161万3,000円の増額であります。平成22年度決算剰余金により計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1霊園管理費、項1霊園総務費、目1一般管理費として29万6,000円の減額であります。霊園管理手数料の減額により同額を霊園管理基金積立金から減額するものであります。

以上で霊園特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第84号平成23年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,253万6,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,128万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。今般の補正に関しましては、ほとんどが介護給付費等の決算見込みによる補正となっておりますので、特徴的なものについてのみご説明させていただきます。最初に、歳入であります。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として1,714万5,000円の減額であります。今回の補正による調整を行うものであります。

同じく目2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金として54万7,000円の増額であります。本年度末をもって介護従事者処遇改善臨時特例基金が時限によって廃止されるため残額を繰り入れるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として174万3,000円の増額であります。平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画に向けた介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修委託料を計上するものであります。なお、本経費に関しましては、国庫補助金と一般会計繰入金とで折半して負担することとなります。

8ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費として1,850万円の増額であります。主に介護予防サービス給付対象者の移行によるものであります。

同じく目3施設介護サービス給付費として5,790万円の減額であります。主に利用者の減少によるものであります。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第85号平成23年度赤平市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成23年度赤平市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を676万9,000円減額し、3億1,397万2,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を67万8,000円増額し、2億9,182万4,000円といたします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入の補正予定額を41万円減額し、7,819万3,000円といたします。

支出の第1款資本的支出の補正予定額を432万4,000円減額し、1億6,619万3,000円といたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,800万円は、減債積立金4,948万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3,851万1,000円で補てんするものであります。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を40万円減額し、5,060万円といたします。

第5条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額を70万6,000円減額し、3,813万1,000円といたします。

2ページをお願いいたします。第6条、予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額974万2,000円を1,066万円に改めます。

3ページをお願いいたします。平成23年度赤平市水道事業会計予算実施計画書であります。収益的収入及び支出につきまして、まず収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益として707万9,000円の減額であります。主に家庭用の使用水量の減少によるものであります。

目2 受託工事収益として17万円の減額であります
が、給水装置工事の減少によるものであります。

目4 その他の営業収益として28万7,000円の増額
であります。材料売却収益等の増額によるもので
あります。

項2 営業外収益、目2 雑収益として19万3,000円
の増額であります。鉄くず等の売却益が増加した
ことによるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出につき
ましては、款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1
原水及び浄水費として172万9,000円の減額であり
ますが、主に修繕費並びに工事請負費の執行に伴う減
額であります。

目2 配水及び給水費として162万円の減額、目4
総係費の208万円の減額であります。主に事業の
執行残によるものであります。

目5 減価償却費及び目6 資産減耗費の補正につき
ましては、主に固定資産の精査及び除却に伴う増減
であります。

5ページをお願いいたします。項2 営業外費用、
目1 支払利息及び企業債取扱諸費として183万4,000
円の増額であります。当年度の借入額の確定等によ
るものであります。

目2 消費税及び地方消費税の11万7,000円の増額
であります。主に給水収益の減額に伴う仮受消費税額
より建設改良費の支出の減に伴う仮払消費税額の減
額が少なかったことによるものであります。

項3 特別損失、目1 過年度損益修正損として303
万3,000円の増額であります。前年度の減価償却
費の修正によるものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支
出につきまして、収入であります。款1 資本的収
入、項1 企業債、目1 企業債として40万円の減額で
あります。配水施設改良工事の起債対象額の減額
によるものであります。

項2 配水管布設替補償金、目1 配水管布設替補償
金として1万円の減額であります。補償工事のな
いことが確定したことによるものであります。

次に、支出であります。款1 資本的支出、項1
建設改良費、目1 配水施設改良費として767万9,000
円の減額、目2 量水器設置費として134万9,000円の
減額、目3 固定資産購入費として1万円の減額であ
りますが、いずれも決算見込みによるものでありま
す。

目4 浄水施設改良費として471万4,000円の増額で
あります。工事の発注増加によるものであります。
次に、7ページは資金計画であります。

8ページは予定貸借対照表であります。9ペー
ジをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益
剰余金のうち当年度純利益は1,901万3,000円とな
り、利益剰余金合計として1億6,623万2,000円を見込む
ものであります。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていた
だきます。

次に、議案第86号平成23年度赤平市病院事業会計
補正予算(第2号)につきまして、提案の趣旨をご
説明申し上げます。

第1条、平成23年度赤平市病院事業会計の補正予
算(第2号)は、次に定めるところによります。

第2条、平成23年度赤平市病院事業会計予算第2
条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたしま
す。入院患者延べ数を475人減とし、4万1,249人と
いたします。外来患者延べ数は5,287人減とし、9
万1,337人といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出
の予定額を次のとおり補正いたします。まず、収入
といたしまして、第1款病院事業収益の補正予定額
1億4,202万7,000円を増額し、26億5,456万円とい
たします。

支出の第1款病院事業費用の補正予定額3,444万2,
000円を減額し、19億3,996万6,000円といたしま
す。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出
の予定額を次のとおり補正いたします。収入といた
しまして、第1款資本的収入の補正予定額1万円を
減額し、1億5,681万9,000円といたします。

支出といたしましては、第1款資本的支出の補正

予定額163万9,000円を減額し、3億5,605万9,000円といたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,924万円は、当年度分損益勘定留保資金1億1,229万1,000円及び流動資産8,694万9,000円で補てんするものであります。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額2,984万7,000円を減額し、11億1,073万9,000円といたします。

第6条、予算第7条に定めたたな卸資産の購入限度額30万4,000円を減額し、2億4,874万6,000円といたします。

3ページをお願いいたします。平成23年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出につきまして、まず収入であります。款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益として4,682万円の増額であります。主に一般病床の入院患者数及び外科の診療単価の増加、また医師充足率100%を超えることによる療養病棟療養環境加算等による診療報酬の増額によるものであります。

目2外来収益として3,124万2,000円の減額であります。総体的な外来患者数の減によるものであります。

目3その他医業収益として69万6,000円の増額であります。予防接種者等の増加によるものであります。

項2医業外収益、目4その他医業外収益として28万5,000円の増額であります。病室に設置されているテレビ使用料の増額等によるものであります。

項3特別利益、目2その他特別利益として1億2,546万8,000円の増額であります。本年度決算において不良債務の全額解消を図るため、本年度末に想定される不良債務額を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。款1病院事業費用、項1医業費用、目1給

与費として2,984万7,000円の減額であります。主に臨時嘱託医の報酬等の減少によるものであります。

目2材料費として804万1,000円の減額であります。薬品費などの経費抑制等によるものであります。

目3経費として633万3,000円の増額であります。燃料費の価格上昇のほか各費用の決算見込みによるものであります。

目4減価償却費、目5資産減耗費につきましては、資産の増減等によるものであります。

目6研究研修費として151万2,000円の減額であります。旅費、交通費等の決算見込みによるものであります。

5ページをお願いいたします。項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として682万3,000円の減額であります。主に収支の改善等に伴う借り入れ見込額の減少による一時借入金利息が減少したことによるものであります。

目2消費税及び地方消費税として80万円の増額であります。決算見込みによるものであります。

項4特別損失、目3その他特別損失として68万3,000円の増額であります。赤平市債権管理条例に基づき新たに精査された不納欠損金の増加によるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項2貸付金償還金、目1修学資金償還金として1万円の減額であります。看護師等修学資金貸付金返還金の減少であります。

次に、支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費として127万9,000円の減額、同じく項2長期貸付金、目1修学資金貸付金として36万円の減額であります。それぞれ決算見込みによるものであります。

次の7ページの資金計画書及び8ページ、9ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。平成23年度赤平市病院事業予定貸借対照表であります。11ページの

6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度純利益は7億1,459万4,000円を見込むものであります。

以上、議案第82号から第86号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番(植村真美君) 総務費の部分でございますが、一般管理費の中の災害補償費の中で先ほどご説明ありましたが、事故の補償であるということでご説明いただきました。そのことに関してなのですが、やられた内容をもう少し具体的に教えていただきたいとともに、その際に公用車を使用していたのか、自家用車だったのかというあたりもちょっと教えていただきたいと思うのですが、よろしくお願いたします。

○議長(獅畑輝明君) 総務課長。

○総務課長(町田秀一君) 公務災害の内容についてご説明申し上げたいと思います。

当市のその他の臨時職員、この者が駐車場から庁舎玄関まで徒歩で歩いていたときに、雪の降り始めたものからです玄関前で転倒しまして、左腕が下敷きになって骨折して、その部分の補償と、通勤災害ということで補償している内容でございます。

以上でございます。

○議長(獅畑輝明君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号、第83号、第84号、第85号、第86号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号、第83号、第84号、第85号、

第86号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第82号、第83号、第84号、第85号、第86号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第25 議案第87号平成24年度赤平市一般会計予算、日程第26 議案第88号平成24年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第27 議案第89号平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第28 議案第90号平成24年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第29 議案第91号平成24年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第30 議案第92号平成24年度赤平市霊園特別会計予算、日程第31 議案第93号平成24年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第32 議案第94号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第33 議案第95号平成24年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第34 議案第96号平成24年度赤平市水道事業会計予算、日程第35 議案第97号平成24年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 平成24年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

なお、その前に先ほど議決をいただきました補正予算によりましてこれまで課題とされていた病院事業会計の経営に関して平成23年度決算において不良

債務を全額解消し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についても解消できる見込みとなったところでございます。改めてご指導、ご協力を賜りました議員各位並びに市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

こうした状況を踏まえ、平成24年度の予算編成に当たりましては、赤平市財政健全化計画を基本に編成しておりますが、危機的財政状況を回避したことによりまして住民負担の一部見直しを初め第5次赤平市総合計画の推進に向けて、産業振興、少子化対策、住環境整備の3つの重点プロジェクトを中心とした諸施策に対する予算づけを行っております。また、厳しい経済情勢を踏まえ、空知産炭地域総合発展基金基盤整備事業の時限によって財源が大幅に減少しておりますが、建設事業を中心とした雇用経済対策に努めたところでございます。

平成24年度の一般会計予算規模は81億3,679万9,000円、平成23年度当初予算と比べて1億8,376万3,000円、2.2%の減少、政策予算を加えた6月補正後と比べると4億1,125万6,000円、4.8%の減少となっております。

歳入歳出の主な内容といたしまして、最初に歳入の市税につきましては対前年度比4,454万4,000円、4.9%の減、内訳として個人市民税は人口の減少や景気低迷等による減少がございしますが、年少扶養控除の廃止によって対前年度比0.1%の増、法人市民税は経済状況の一部持ち直しの動きもあって対前年度比9.9%の増、固定資産税は評価替えによって対前年度比10.9%の減、軽自動車税は標準税率の1.5倍を1.2倍に変更したことなどにより対前年度比19.5%の減となっております。地方交付税につきましては、国による地方交付税総額が確保されたことにより対前年度比2,709万2,000円、0.7%の増、地方交付税の振りかえ措置となる臨時財政対策債を含めると対前年度比0.1%の減少とほぼ横ばいとなっております。諸収入につきましては、先ほども申し上げたとおり、空知産炭地域総合発展基金の基盤整備事業助成が昨年12月で時限となり、終了したため、

対前年度比2億2,041万3,000円、75.1%の大幅な減少となったところでございます。

次に、歳出でございますが、普通建設事業費は6億436万8,000円、対前年度比14.1%の減少となっておりますが、事業の財源となる産炭地基金の終了や公的住宅整備事業の建てかえ戸数が減少していること、さらに継続的に実施していた学校耐震化事業について平成24年度に予定していた豊里小学校耐震化事業をさきの補正予算で議決いただいたように国の3次補正に関連して平成23年度予算で対応することとしたためでございます。主な事業内容といたしましては、福栄団地8号棟の建設、春日第二団地の外壁並びに新町団地の屋根改善を行う長寿命化事業、消防の文京分団詰所新築事業、平成26年度完成を目指した消防本部総合庁舎新設事業として基本設計などを実施してまいります。また、社会福祉施設等施設整備補助金として、民間が実施する介護老人福祉施設の増床整備に係る補助金も予算化しております。このほか新規事業として、中学生以下の子どもたちを対象とした医療費無料化、社会教育、体育施設の無料化、インフルエンザワクチン接種費用の一部助成、さらに産業振興に向けた赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金や産業振興人材育成事業交付金に関する予算などを計上し、継続事業として災害備蓄用食料及び飲料水の購入、幼稚園、保育所の遊具等整備、農業後継者サポート事業補助金、公的住宅、公園、道路整備に関する予算も計上したところでございます。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が20億8,108万8,000円、後期高齢者医療特別会計が2億4,213万9,000円、土地造成事業特別会計が17万円、下水道事業特別会計が6億6,549万5,000円、霊園特別会計が542万4,000円、用地取得特別会計が4,532万円、介護サービス事業特別会計が1億9,314万6,000円、介護保険特別会計が13億3,859万2,000円となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が4億8,201万円、病院事業会計が24億6,713万8,000

円となっております、全会計の予算総額は156億5,732万1,000円となり、対年度比151万9,000円の減、増減率ゼロとなったところでございます。

以上、各会計予算の概要につきまして申し上げます。以下、予算書の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成24年度各会計予算及び予算説明書により、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、議案第87号平成24年度赤平市一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

平成24年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81億3,679万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めます。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為につきましては、中小企業振興資金貸付金に係る損失補償ほか1件で、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、9ページをお願いいたします。第3表、地方債につきましては、市道排水整備事業ほか5件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきま

しては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項1市民税、目1個人市民税として2億7,984万6,000円、前年度比29万8,000円の増額であります。人口減や景気低迷等により減収がありますが、年少扶養控除の廃止によって微増となるものであります。

同じく目2法人市民税として6,874万3,000円、前年度比619万9,000円の増額であります。経済状況の一部持ち直しの動きによるものであります。

同じく項2固定資産税、目1固定資産税として3億4,081万3,000円、前年度比4,147万6,000円の減額であります。3年に1度の評価替えによるものであります。

同じく項3軽自動車税として1,988万3,000円、前年度比481万6,000円の減額であります。行財政改革として実施してきた標準税率の1.5倍を1.2倍に引き下げるもので、本件に関する減収額は501万2,000円となります。

18ページをお願いいたします。款8地方特例交付金として83万円、前年度比1,948万6,000円の減額であります。税制改正に伴い自動車取得税の減税に対する減収補てん交付金並びに子ども手当特例交付金の廃止によるものであります。

款9地方交付税として41億7,208万8,000円、前年度比2,709万2,000円の増額であります。普通交付税につきましては個別算定経費並びに包括的算定経費について総務省が示した推計率を加味し、さらに地域再生対策費及び地域活性化雇用対策費を整理統合した地域経済基盤強化・雇用等対策費として6,808万円を見込み、特別交付税については平成23年度から段階的に1%ずつ普通交付税へ振りかえる予定が見送られたことや近年の実績を勘案したものであります。

20ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料として3億1,228万2,000円、前年度比705万9,000円の減額でありま

すが、主に公営住宅並びに改良住宅の入居者の減少による住宅使用料の減額であります。

22ページをお願いいたします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金として9億5,456万1,000円、前年度比4,064万6,000円の減額であります。主に子ども手当費から子どものための手当費に変更したことによる支給総額の減少によるものであります。

24ページをお願いいたします。同じく項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金として1億4,797万9,000円、前年度比2,410万3,000円の減額であります。主に地域住宅建設事業費の減少であります。

同じく目4教育費国庫補助金として41万8,000円、前年度比1,785万7,000円の減額であります。学校耐震化工事に伴う学校施設環境改善交付金の減額によるものであります。

26ページをお願いいたします。款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金として2億6,083万円、前年度比1,198万1,000円の増額であります。主に障害者自立支援給付費並びに後期高齢者医療保険基盤安定費の増額によるものであります。

同じく項2道補助金、目2民生費道補助金として4,691万3,000円、前年度比746万8,000円の増額であります。主に障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費の増額であります。

28ページをお願いいたします。同じく目4農林水産業費道補助金として2,783万1,000円、前年度比818万2,000円の増額であります。基幹水利施設管理事業費ほか各種事業費の増額によるものであります。

30ページをお願いいたします。同じく項3委託金、目1総務費委託金として1,570万9,000円、前年度比829万7,000円の減額であります。主に前年度に実施された知事及び道議会議員選挙費の減額によるものであります。

32ページをお願いいたします。款17繰入金、項1繰入金、目1財政調整基金繰入金として1億454万6,000円、前年度比1,787万7,000円の減額であります。病院事業会計に対する繰り出しが減少したもの

の国民健康保険特別会計における前期高齢者交付金の精算調整によって臨時的に赤字補てんを行うため一般会計繰出金が増額になり、当基金を活用するものであります。

同じく目3あかびらガンバレ応援基金繰入金として623万2,000円、前年度比423万2,000円の増額であります。主に幼稚園並びに保育所の遊具等購入費や市立病院の透析患者の送迎用車両を更新するための繰り出しなどに充当するものであります。

34ページをお願いいたします。款19諸収入、項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入として23万円、前年度比2億2,079万円の減額であります。平成23年12月をもって基盤整備助成事業が終了したためであります。

36ページをお願いいたします。款20市債として6億6,538万8,000円、前年度比1億5,797万6,000円の増額であります。主に普通建設事業費に充当されていた空知産炭地域総合発展基金基盤整備助成事業が終了したため、市債が増額となるものであります。

40ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1議会費として6,263万7,000円、前年度比854万2,000円の減額であります。主に議員共済会納付金の負担率の変更に伴うものであります。

42ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節15工事請負費として180万円であります。赤平公園内に設置されている黎明の像について台座の老朽化や遺族の高齢化等により駐車場周辺に移設するものであります。

同じく目2庁舎管理費として5,188万5,000円、前年度比2,593万9,000円の増額であります。主に庁舎の老朽化によるエレベーター改修工事、コミュニティセンター別館の屋上防水工事など工事請負費として1,859万7,000円を計上していることによるものであります。

44ページをお願いいたします。同じく目3電算管理費として2,649万8,000円、前年度比665万3,000円の減額であります。住民基本台帳システム改修委託料が減額となり、一方ではパソコン20台を更新す

るため備品購入費として300万円を計上しております。

46ページをお願いいたします。同じく目7財産管理費として1,606万8,000円、前年度比461万7,000円の増額であります。主に公有財産管理システム並びに固定資産税の課税資料として活用するため、平成10年度に作成した航空写真を更新する撮影業務委託料として703万5,000円を計上しております。

50ページをお願いいたします。同じく目9企画費、節8報償費として107万円であります。まちづくり講演会並びにまちづくり条例検討会議での研修講師の謝礼として100万円、あかびらまちづくりフォトコンテストの賞品として7万円を計上しております。

52ページをお願いいたします。同じく目13市民生活費として1,096万8,000円、前年度比305万4,000円の増額であります。主に昨年6月に補正しております地域コミュニティ活動推進事業並びに町内会所有施設整備の補助金の継続によるものであります。

同じページの下段にあります茂尻支所費並びに平岸連絡所費につきましては、50ページの日10支所及び連絡所費に統合しております。

54ページをお願いいたします。同じく項2徴税费、目1税務総務費、節13委託料193万2,000円ありますが、平成25年度の個人住民税の制度改正に対応するためのシステム改修費であります。

同じく目2賦課徴収費、節18備品購入費として145万2,000円ありますが、納税徴収用の車両の老朽化により更新するものであります。

66ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費として4億9,799万4,000円、前年度比4,000万円の増額であります。主に生活介護等を初めとする扶助費の増額によるものであります。

68ページをお願いいたします。同じく目3老人福祉費として1億5,341万6,000円、前年度比6,582万円の増額であります。主に民間が行う介護老人福祉施設の増床整備に対する社会福祉施設等施設整備

補助金として7,000万円を計上したことによるものであり、本件に関しましては過疎対策事業債が充当されます。

70ページをお願いいたします。同じく目6医療給付費として8,360万9,000円、前年度比812万4,000円の増額であります。中学生以下の医療費無料化に関する予算として子育て家庭への支援の医療給付費として1,300万円、母子保健の推進の医療給付費として70万円、障害者自立支援の医療給付費として10万円、合計1,380万円の扶助費を計上しております。

72ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費として308万8,000円、前年度比250万9,000円の減額であります。主に子育て支援センター費の予算科目の新設に伴い嘱託職員の報酬並びに賃金等を振りかえたことによるものであります。

74ページをお願いいたします。同じく目4保育所費として6,833万1,000円、前年度比350万7,000円の増額であります。主に賃金単価の改定によるものであります。また、屋外遊具塗装や屋外シャワー設置、給湯設備整備並びに遊具等の購入など施設的环境改善に向けた修繕料及び備品購入について平成23年度に引き続き予算を増額し、あかびらガンバレ応援基金160万円を充当しております。

76ページをお願いいたします。同じく目7子ども手当費として2,037万5,000円、前年度比1億5,028万6,000円の減額であります。国の制度改正によって新年度から子ども手当が子どものための手当に変更される予定であります。本年2月及び3月分については6月支給となるため、2カ月分の子ども手当のみを予算計上するもので、また目8子どものための手当費として1億375万円を計上するものであります。

78ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費として7億9,781万円、前年度比274万3,000円の減額であります。生活保護の対象世帯数はほぼ横ばいで推移しております。

82ページをお願いいたします。款4衛生費、項1

保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料として808万1,000円ですが、妊婦健康診査委託料として501万9,000円を計上しております。

84ページをお願いいたします。同じく項1保健衛生費、目3感染症予防費、節13委託料として1,710万1,000円ですが、主に予防接種費用の負担軽減を図るため子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンに加え、新年度から中学生以下のインフルエンザワクチンの接種に関して1回当たり1,000円の負担軽減を図るための委託料を計上しております。

同じく目5環境衛生費、節13委託料として184万2,000円ですが、主に新年度から自動車騒音常時監視業務について道からの権限移譲を受けることとなり、市内17カ所の測定地点を5年間のローテーションで常時監視するものであります。

86ページをお願いいたします。目6墓地管理費、節15工事請負費として224万円ですが、豊里墓地の側溝補修工事費であります。

同じく目7住友地区共同浴場費として2,277万7,000円、前年度比1,202万2,000円の減額ですが、主に施設整備工事費の減額によるものであります。

88ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費として2億6,766万3,000円、前年度比2,062万2,000円の増額ですが、平成25年度の廃棄物処理施設の運用開始に向け、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金が増額になったことによるものであります。

同じく目2じん芥処理場費、節13委託料として1,165万6,000円ですが、施設の状態を把握し、埋め立て可能期間を設定するための残余容量等調査委託料が含まれております。

92ページをお願いいたします。緊急雇用創出事業費を廃目としておりますが、平成22年度以降の緊急雇用事業による賃金並びに委託料等のうち新年度予算で2,572万円を継続的に各事業予算科目として計上しております。

94ページをお願いいたします。款6農林水産業費、

項1農業費、目3農業振興費として1,695万8,000円、前年度比361万9,000円の増額ですが、主に昨年6月に補正した農業後継者サポート事業及び農業者戸別所得補償制度推進事業補助金の計上によるものであります。

98ページをお願いいたします。同じく目8農地・水保全管理支払事業費として693万3,000円ですが、主に平成23年度より農地・水・環境保全向上対策事業から名称が変わり、水路、農道路肩、ため池の補修等を行うもので、共和、百戸、幌岡地区に加え、新年度から住吉地区においても事業を進めるため北海道農地・水・環境保全対策協議会負担金を計上するものであります。

102ページをお願いいたします。同じく項2林業費、目2林業振興費として1,961万円、前年度比967万8,000円の増額ですが、主に植林及び間伐等による市有林の森林整備を図るための森林環境保全整備工事費の計上によるものであります。

104ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費として5,320万円、前年度比1,533万8,000円の増額ですが、主に市内企業者等による新製品開発並びに既存製品の改良等を行うための試験研究等に要する経費を助成する赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金として100万円、地元企業を担う職員を対象としてリーダーシップを発揮するため研修、養成やトレーニング等を実施する産業振興人材育成事業交付金として300万円を計上し、さらに昨年6月に補正したスーパープレミアムつき商品券発行助成補助金として1,000万円を継続することによるものであります。

同じく目2観光費として540万4,000円、前年度比320万円の増額ですが、主に観光協会補助金として昨年6月補正後の額に対して花火大会やホームページ制作に要する補助金を増額したことによるものであります。

同じく目3エルム高原施設費、節15工事請負費として1,814万9,000円ですが、保養センターの

喫煙室設置や排煙窓改修、鉱泉井戸設備、家族旅行村の花壇整備に伴う工事費であります。同じく107ページの節19負担金補助及び交付金として1,229万7,000円ですが、主に流政之氏の彫刻作品3体の寄贈が予定されており、設置工事費を中心とした経費を流政之氏彫刻作品除幕式実行委員会に交付するものであります。

108ページをお願いいたします。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金として1,016万3,000円ですが、主に住宅改修等の費用の一部を助成するあんしん住宅助成事業を継続するものであります。

112ページをお願いいたします。同じく項2道路橋りょう費、目3除雪対策費として1億4,939万6,000円、前年度比2,409万2,000円の減額ですが、主に雪寒機械購入費の減額によるものであります。

同じく目4道路新設改良費、115ページの節15工事請負費として8,100万円ですが、川添通歩道改良舗装並びに青葉通排水整備工事を継続し、新たに市役所通改良舗装、桜木山手通改良舗装並びに泉町通排水整備工事費を計上するものであります。

114ページをお願いいたします。同じく目5橋りょう維持費、節13委託料として440万円ですが、国の社会資本整備重点計画に基づき橋梁の維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進するため橋梁長寿命化計画を策定するものであります。

118ページをお願いいたします。同じく項4都市計画費、目2公園費、節15工事請負費として3,600万円ですが、主に公園施設長寿命化計画を基本に豊栄町、泉町、錦町、茂尻元町、川添公園を改修するものであります。

122ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費、節15工事請負費として2億644万3,000円ですが、主に公営住宅新築工事として新春日団地6棟26戸の除却、公的住宅改善工事として新町団地の屋根並びに春日第二団地の外壁補修、改良住宅新築工事として福栄団地1棟8戸の建てかえ工事費であります。

126ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節13委託料として2,011万5,000円ですが、救急デジタル無線整備並びに赤平分団詰所を含む消防本部総合庁舎基本設計を行うもので、平成26年度の庁舎完成を目指すものであります。同じく節15工事請負費として5,837万6,000円ですが、主に文京分団詰所新築工事費の計上によるものであります。

同じく目4防災費、節11需用費として219万8,000円ですが、防災訓練に要する経費並びに昨年6月に補正した災害備蓄用の食料及び飲料水を計画的に購入するものであります。129ページをお願いいたします。同じく節19負担金補助及び交付金として273万9,000円ですが、主に北海道総合行政情報ネットワーク老朽更新整備事業費負担金の計上によるものであります。

130ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として3,108万円、前年度比581万2,000円の増額ですが、主にこれまで国から無償で賃貸されていた茂尻小学校並びに旧茂尻中学校の土地購入費の計上によるものであります。

134ページをお願いいたします。同じく項2幼稚園費、目1幼稚園費、節18備品購入費として100万円ですが、保育所と同様に平成23年度に引き続き遊具等による環境改善を図るため備品購入費を重点的に予算計上しております。こちらにつきましてもあかびらカンバレ応援基金100万円を充当しております。

136ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費として7,842万3,000円、前年度比6,592万7,000円の減額ですが、主に継続的に進めてきている学校耐震化工事につきましても新年度に予定していた豊里小学校耐震化工事を平成23年度の補正予算で対応しているためであります。また、同じく節7賃金として1,784万3,000円ですが、住友小学校並びに平岸小学校において複式学級が発生するため教員資格を有する臨時職員2名の

賃金を増額しております。さらに、節15工事請負費として1,244万2,000円ではありますが、各学校施設整備工事として豊里小学校のプール解体、樹木剪定、暖房機取りかえ工事費を計上しております。

同じく目2教育振興費として3,076万6,000円、前年度比955万円の増額であります。139ページをお願いいたします。主に節11需用費としてまちの文化や歴史を継承する社会科副読本の印刷製本費として400万円、節18備品購入費として国による住民生活に光をそそぐ交付金事業として実施されていた図書購入費を190万円、顕微鏡等を購入するための学力向上対策特別備品購入費として75万円を計上したことによるものであります。

140ページをお願いいたします。同じく項4中学校費、目1学校管理費として3,649万6,000円、前年度比622万円の増額であります。主に新学習指導要領に基づく教科書並びに指導書の購入に関する需用費の増、さらに赤平中学校の樹木剪定並びに各中学校のグラウンド整備に関する工事請負費の計上によるものであります。

同じく目2教育振興費として1,796万8,000円、前年度比430万5,000円の増額であります。主に備品購入費として小学校と同様に図書購入費を130万円、新学習指導要領に基づき武道を推進するため柔道着購入費として152万3,000円を計上したことによるものであります。

144ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費として143万2,000円、前年度比8,600万7,000円の減額であります。主に文化会館除却工事費の減少であります。

同じく目3青少年センター費として50万7,000円、前年度比134万1,000円の減額であります。主に青少年パトロール車両購入費の減少であります。

152ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目1保健体育総務費として130万1,000円、前年度比55万円の増額であります。主に子供を対象とした指導員資格者による水泳教室、プロ野球OBによる野球教室を開催する費用を報償費及び役務

費に計上したことによるものであります。

154ページをお願いいたします。同じく目4市民プール費として877万1,000円、前年度比835万4,000円の減額であります。主に旧市民プール除却工事の減少であります。また、開設期間の拡大に伴う委託料等の経費を計上しております。

同じく目5パークゴルフ場費、157ページの節18備品購入費として132万1,000円ではありますが、乗用芝刈り機1台を更新するものであります。

158ページをお願いいたします。同じく項7学校給食費、目1学校給食センター費、節18備品購入費として1,066万7,000円ではありますが、食器及び食缶洗浄機購入時の債務負担分のほか高速ミキサー及びさいの目切り機用の移動式ドラシンク等を購入するものであります。

160ページをお願いいたします。款11公債費として8億8,638万9,000円、前年度比3,975万9,000円の減額であります。主に空知産炭地域総合発展基金を活用してきたことなどによって起債が減少したためであります。

164ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出金として3億5,071万6,000円、前年度比8,868万9,000円の増額であります。主に平成22年度の前期高齢者交付金の精算調整に伴う返還金によって臨時的に赤字補てん額が増額したことによるものであります。

同じく目9病院事業会計繰出金として8億1,652万6,000円、前年度比2億1,119万8,000円の減額であります。平成23年度中に不良債務の全額解消を見込むため平成24年度の繰出金は不良債務解消額並びに公立病院改革プランとの乖離額分などが減少となる一方、医師確保対策や小児医療に要する経費を増額するなど繰り出しのルールを見直したことによるものであります。

166ページをお願いいたします。款13職員給与費として12億5,902万1,000円、前年度比2,075万9,000円の増額であります。一般職員給料の11%削減を

継続いたしますが、昇給昇格並びに共済費の負担率改正に伴い増額となっております。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、181ページをお願いいたします。議案第88号平成24年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,108万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。189ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として2億1,792万1,000円、前年度比156万円の減額であります。主に医療給付費分現年課税分として人口減少等に伴い被保険者が減少していることによるものであります。

同じく款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金として3億5,945万6,000円、前年度比4,243万7,000円の増額であります。主に療養給付費等の増額による医療給付費分現年課税分の増額によるものであります。

191ページをお願いいたします。款4前期高齢者交付金として4億1,960万2,000円、前年度比1億4,

565万7,000円の減額であります。平成22年度の精算に基づく減額分として2億474万8,000円を見込むためであります。

193ページをお願いいたします。同じく款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として3億5,071万6,000円、前年度比8,868万9,000円の増額であります。今申し上げた前期高齢者交付金の精算が臨時的に発生するためその他一般会計繰り入れ分の中の赤字補てん分が大幅に増額となっております。

次に、205ページをお願いいたします。歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費として11億7,909万1,000円、前年度比1,995万7,000円の増額であります。被保険者は若干減少しておりますが、1人当たりの療養費が増額となっているためであります。

同じく目2退職被保険者等療養給付費として1億548万4,000円、前年度比1,153万4,000円の減額であります。被保険者数並びに1人当たりの療養費の減額によるものであります。

207ページをお願いいたします。同じく項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費として1億6,461万円、前年度比931万5,000円の増額であります。被保険者は減少しておりますが、1人当たりの療養費の増額によるものであります。

223ページをお願いいたします。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目3保険財政共同安定化事業拠出金として2億1,972万6,000円、前年度比2,059万9,000円の減額であります。主に被保険者数の減少によるものであります。

233ページをお願いいたします。款11職員給与費として5,233万5,000円、前年度比697万3,000円の減額であります。主に人事異動に伴い職員が1名減少したことによる人件費の減額であります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、243ページをお願いいたします。議案第89号平成24年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算に

つきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,213万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。249ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1後期高齢者医療保険料として1億7,524万9,000円、前年度比701万3,000円の増額であります。現年度分の特別徴収対象者数の増加によるものであります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として6,668万5,000円、前年度比613万9,000円の増額であります。主に保険基盤安定繰入金の増額によるものであります。

次に、255ページをお願いいたします。歳出であります。款2後期高齢者医療広域連合納付金として2億3,204万1,000円、前年度比1,343万6,000円の増額であります。主に保険料分並びに保険基盤安定化分の納付金の増額によるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、267ページをお願いいたします。議案第90号平成24年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書にてご説明申し上げます。273ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入として1,000円、前年度と同額であります。引き続き福栄団地、翠光団地、美園の6区画の宅地分譲を行うため、科目存置として計上するものであります。

次に、275ページをお願いいたします。歳出であります。款1宅地造成費、項1造成総務費、目1造成管理費として7万円、前年度と同額であります。必要に応じて環境整備に対応するものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、280ページをお願いいたします。議案第91号平成24年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,549万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

283ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あっせんに係る債務保証であります。期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

284ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。下水道整備事業であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。288ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料として1億8,030万4,000円、前年度比369万1,000円の増額であります。主に業務用使用料の増加によるものであります。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業費国庫補助金として2,400万円、前年度比850万円の増額であります。公共下水道事業費の増額によるものであります。

款7市債、項1市債、目1下水道事業債として2億2,200万円、前年度比1,970万円の減額であります。主に資本費平準化債の減額によるものであります。

次に、292ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費として6,862万3,000円、前年度比862万5,000円の増額であります。主に公共下水道全体計画変更並びに青葉川等の下水道事業に関する実施設計委託料の増額、さらに中継ポンプ場の電気機械改築に伴う公共下水道管渠改築工事費の増額によるものであります。

294ページをお願いいたします。同じく目3流域下水道事業費として4,719万6,000円、前年度比258万7,000円の増額であります。主に石狩川流域下水道中部地区事業費負担金の増額によるものであります。

同じく目4公共下水道維持管理費として4,655万5,000円、前年度比333万3,000円の減額であります。主に管渠調査清掃並びに下水道台帳作成委託料の減額によるものであります。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、312ページをお願いいたします。議案第92

号平成24年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。318ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。一般会計繰入金が前年度と比較して皆減となっております。前年度は赤平第二霊園区画変更工事を実施したためであります。

次に、320ページをお願いいたします。歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費として492万4,000円、前年度比705万4,000円の減額であります。主に先ほど申し上げたように赤平第二霊園区画変更工事費の減少によるものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、325ページをお願いいたします。議案第93号平成24年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,532万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。331ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として4,531万9,000円、前年度比149万円の減額であります。公債費の減少によるものであります。

次に、333ページをお願いいたします。歳出であります。款1公債費、項1公債費として4,532万円、前年度比149万円の減額であります。既発債の一部償還終了によるものであります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、337ページをお願いいたします。議案第94号平成24年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,314万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。345ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として195万6,000円、前年度より皆増となっております。介護予防支援事業費並びに一時借入金利子の一般財源相当額を繰り入れるものであります。

同じく項2基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金として624万6,000円、前年度比78万3,000円の減額であります。愛真ホーム施設管理費の減額によるものであります。

次に、347ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費、節15工事請負費として411万6,000円であります。1階フロアの改修を行うものであります。

355ページをお願いいたします。款2サービス事業費、項3介護予防支援事業費として601万9,000円、前年度比225万8,000円の増額であります。主に嘱

託職員1名の増員による人件費であります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、367ページをお願いいたします。議案第95号平成24年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,859万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。373ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者介護保険料として2億1,683万8,000円、前年度比3,361万2,000円の増額であります。主に第5期介護保険事業計画に基づく保険料の改定によって増額となるものであります。

同じく款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金として9,614万8,000円、前年度比855万円の増額であります。保険給付総額の増額並びに交付割合の引き上げによるものであります。

同じく款3道支出金、項3財政安定化基金支出金、目1交付金として1,265万4,000円、前年度比として皆増であります。介護保険料の負担軽減を図るため北海道介護保険財政安定化基金を取り崩し、交付されるものであります。

375ページをお願いいたします。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として1,059万2,000円、前年度比3,788万9,000円の減額であります。主に介護保険料の改定によるものであります。

次に、383ページをお願いいたします。歳出であります。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費として2億7,030万円、前年度比5,060万円の増額、また目3施設介護サービス給付費として6億1,500万円、前年度比3,040万円の減額であります。施設介護サービスが減少し、居宅介護サービスが増加傾向にあるためであります。

393ページをお願いいたします。同じく目2一次予防事業費、節8報償費として253万円ですが、介護予防事業、地域まるごと元気アッププログラム事業、水中運動教室、体力測定会の各種講師に対する謝礼を計上しております。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、別冊となりますが、議案第96号平成24年度赤平市水道事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成24年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数5,399戸、年間総配水量153万立方メートル、1日平均配水量4,192立方メートルであります。主要な建設改良につきましては、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億1,008万6,000円であります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は3億512万7,000円あります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。なお、

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額8,256万1,000円は、減債積立金100万円、過年度分損益勘定留保資金8,156万1,000円で補てんするものであります。収入であります。第1款資本的収入は9,432万2,000円あります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は1億7,688万3,000円あります。

第5条、企業債の建設改良の限度額を6,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として4,228万9,000円あります。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,982万6,000円あります。

第8条、たな卸資産の購入限度額は1,002万8,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成24年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入として、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億8,500万円を計上しております。

4ページをお願いいたします。支出として、款1水道事業費用、項1営業費用は2億6,754万4,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入として、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債であります。6,000万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。支出として、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として7,700万円あります。市街地配水管布設がえ工事等を行うものであります。

9ページから13ページまでの資金計画と給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。平成24年度予定貸

借対照表であります。15ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は194万5,000円を見込むものであります。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第97号平成24年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条、平成24年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を4万998人、1日平均112人、外来患者延べ数を9万3,935人、1日平均388人を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款病院事業収益として22億4,426万9,000円とし、支出につきましては第1款病院事業費用として20億3,103万9,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,297万4,000円は当年度分損益勘定留保資金1億1,047万7,000円及び流動資産1億1,250万円で補てんするものであります。

次に、2ページをお願いいたします。収入につきましては、第1款資本的収入として2億1,312万5,000円、支出につきましては第1款資本的支出として4億3,609万9,000円といたします。

第5条、一時借入金の限度額は、20億円と定めます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として12億65万6,000円、交際費として40万円といたします。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、2億3,312万1,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成24年度予算実施計画について申し上げます。収益的収入及

び支出であります。収益的収入につきましては款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金として1億915万8,000円であり、主に医師確保対策に要する経費など一般会計補助金として前年度比6,219万3,000円の増額となっております。

同じく目3他会計負担金として1億6,036万4,000円であり、主に交付税総額分を含む小児医療に要する経費など一般会計負担金として前年度比3,496万7,000円の増額となっております。

4ページをお願いいたします。同じく項3特別利益、目2その他特別利益として1億9,743万8,000円であり、不良債務解消額並びに公立病院改革プランとの乖離分に対する繰り入れについては、平成23年度で終了し、公立病院特例債の元金分のみが一般会計負担金となるため、前年度比3億3,241万3,000円の減額となっております。

5ページをお願いいたします。収益的支出につきましては、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費として12億65万6,000円であり、主に2名の医師の増員が見込まれるほか法定福利費の負担率の改正等によって前年度比4,772万円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。同じく目3経費として3億7,064万2,000円であり、給食業務の委託料等により委託料において前年度比5,182万6,000円の増額となっております。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。資本的収入の款1資本的収入、項1企業債、目1公的資金借換債として2,820万円であり、高利率の企業債を一たん繰上償還した上で低利の企業債に借りかえるものであります。

同じく項2出資金、1他会計出資金として1億8,486万4,000円であり、主に建設改良費の増額やあかびらガンバレ応援基金の繰り入れによるものであります。

9ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費として5,357万3,000円であり、

主に給水、給湯、雑用水管改善工事及びあかびらガンバレ応援基金を活用した透析患者送迎用車両の更新等の経費を計上しております。

10ページは資金計画、11ページから18ページは給与費明細であります。説明を省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。平成24年度予定貸借対照表であります。20ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり当年度純利益は2億1,323万円を見込むものであります。

以上、議案第87号から97号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第36 報告第12号専決処分の報告について、日程第37 報告第13号専決処分の報告について、日程第38 報告第14号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第12号から第14号につきまして一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起及び裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第12号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅家賃を5万8,000円滞納しておりましたことから、平成23年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月2万円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでござい

ま、口頭弁論に出頭したところ相手方が事実を争わなかったことから、民事訴訟法第275条の2に基づき、平成23年11月29日に滝川簡易裁判所より平成23年12月及び平成24年2月に2万円ずつ、4月に2万430円をそれぞれ毎月15日に限り指定した口座に送金、または持参する方法で支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することになるもので、平成23年11月29日に専決処分したものでございます。

次に、報告第13号でございますが、件数は3件で、1件目につきましては市営住宅の家賃等36万9,433円を滞納しておりましたことから、平成23年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月5万円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでございまして、平成24年1月の20日、口頭弁論に出頭いたしましたところ本年の2月から10月までの偶数月は5万円ずつ、3月から11月までの奇数月は2万円ずつ、12月は2万5,363円をそれぞれ毎月末日に限り指定の口座に送金、または持参する方法で支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

2件目につきましては、市営住宅家賃等20万6,400円を滞納しておりましたことから、平成23年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月1万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成24年1月の20日、口頭弁論に出頭したところ平成24年6月から平成27年8月までの偶数月に1万円ずつ、各月末日に限り指定の口座に送金、または持参する方法で支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

3件目につきましては、相手方が市営住宅家賃を28万3,500円滞納しておりましたことから、平成23年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が毎月1万

5,000円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成24年1月20日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成24年2月から毎月末日に限り2万5,000円ずつ指定の口座に送金、または持参する方法で支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上3件につきましては平成24年1月の20日に専決処分をしたものでございます。

最後に、報告第14号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅家賃を25万9,700円滞納しておりましたことから、平成23年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月1万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、口頭弁論に出頭いたしましたところ相手方が事実を争わなかったことから民事訴訟法の第275条の2に基づきまして、平成24年1月26日に滝川簡易裁判所より平成24年2月から毎月末日に限り1万円ずつ指定した口座に送金、または持参する方法で支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成24年1月26日に専決処分をしたものでございます

以上、報告第12号から第14号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第12号、第13号、第14号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第39 報告第15号平成23年度定期監査及び財政的援助団体監査報告につい

てを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。小椋監査委員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第15号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす7日から12日まで6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす7日から12日までの6日間休会することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時24分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)